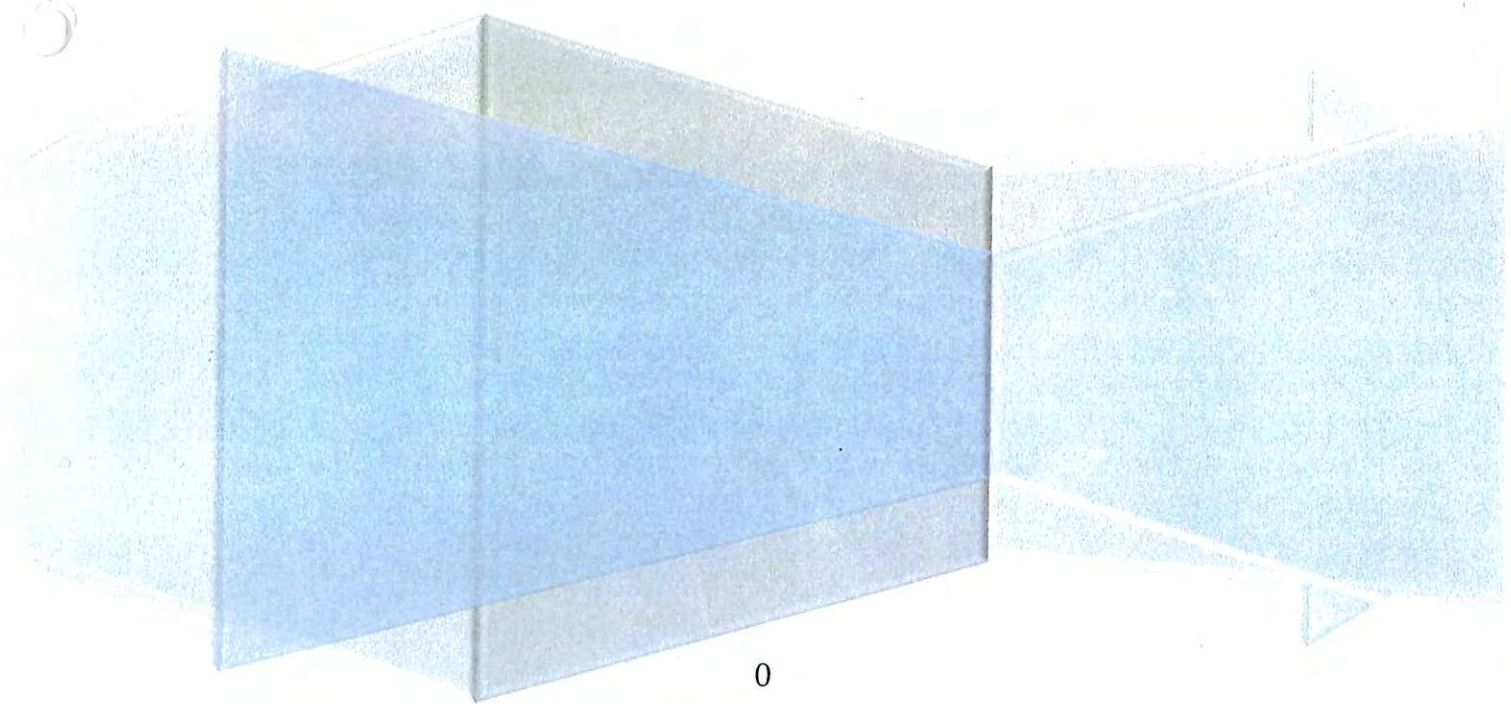


一般財団法人大阪休眠預金等活用団体

業務実施計画



0

内容

イ 組織全体の使命・目標	3
1. はじめに	3
2. 東京一極集中というマクロ的社会課題	7
3. 地方金融の不安という社会課題	8
4. 組織の使命	10
5. 5年後の数値目標	11
6. 3年後(21年度末)中間目標	13
7. 数値目標を達成するための具体的なプラン	14
(1) ブレークダウン担当方式	14
(2) 「クロスボーダー選考」	14
ロ 業務実施に当たっての基本的考え方等	14
8. 休眠預金等の資金の特性の理解	14
9. 「内閣総理大臣の指定という権威」の最大化のためのプラン	15
10. 組織運営の基本的考え方	15
(1) 現実性	15
(2) 段階的拡張	15
(3) 人の集合である文化面の重視	16
11. 事業運営に対する基本的考え方	16
(1) EBPの観点から評価に対する考え方	16
(2) 比例原則の徹底	17
(3) 内発的民間公益活動に対する着目	17
12. 基本方針に示された基本原則との関係	18
(1) 国民への還元	18
(2) 共助	18
(3) 持続可能性	19
(4) 透明性・説明責任	19
(5) 公正性	20
(6) 多様性	20
(7) 革新性	20
(8) 成果最大化	21
(9) 民間主導	21
13. 組織運営体制等	22
(1) 第1ステージ組織図(2019.1.1付)	23
(2) 所掌事務及び職員担当表(2019.1.1付)	24
14. 組織運営計画	24
評議員会の計画	24
予算の積算	26

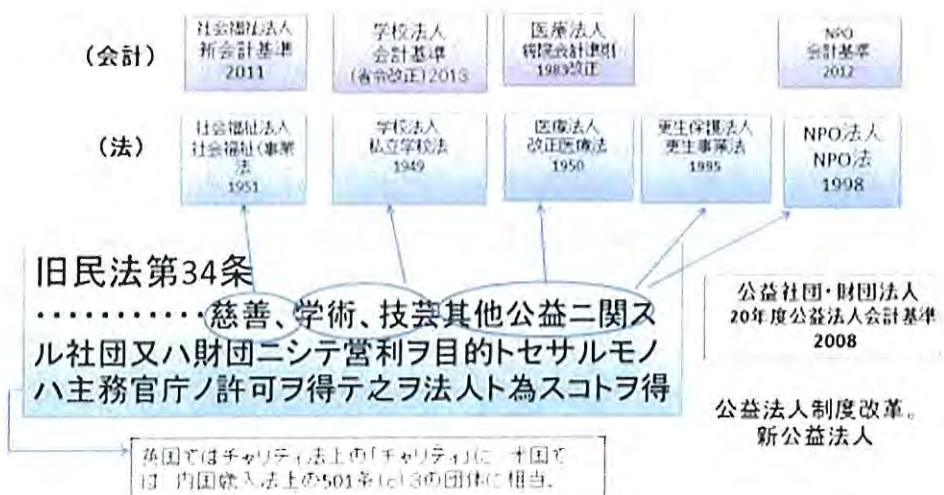
理事会の計画	27
監事会の計画	27
事務局組織の計画	27
所掌事務及び職員担当表 (2019.1.1 付)	28
(1) 2019年4月以降-2020年9月1日までの人事	31
(2) 第2ステージ 組織図 (2020. 9.1 付)	32
(2) 第3ステージ組織図 (2021.9.1)	35
(3) 第4ステージ組織図 (2022年09.01付)	36
15. 業務運営コスト	37
その他一般管理費の積算の考え方	40
ハ 基本方針に示された指定活用団体の業務ごとの目標、業務の実施内容、実施体制、実施計画	40
【1】法に具体的に規定されている業務（「基本的業務」）	40
16. ① 資金分配団体の選定等	41
a) 「優先的に解決すべき社会の諸課題」の把握・分析及び決定（業務規程第8条参照）	41
b) 資金分配団体の選定	42
c) 予算の積算	47
17. ② 資金分配団体に対する助成等	50
a) 休眠預金等に係る資金の助成	50
b) 継続的な進捗管理と成果評価の点検・検証	51
18. ③ 資金分配団体に対する監督等	52
a) 資金分配団体等に対する監督	52
b) 選定を取り消された資金分配団体の事業等の承継	54
c) 監督体制	55
d) 予算の積算	55
19. ④ 休眠預金等交付金の受入れ	56
20. ⑤ 民間公益活動の促進に関する調査及び研究	58
a) 案件の発掘・形成に係る調査及び研究	58
b) 制度改善や活動促進に資する調査及び研究	58
c) 予算の積算	59
21. ⑥ 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動	61
a) 戦略的・効果的な啓発活動及び広報活動	61
b) シンボルマークの策定・活用	62
c) 予算の積算	62
22. ⑦ 適切な評価の実施	63
【2】業務の充実に向けて期待される業務	64
23. ① 関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環境の整備	64
24. ② 成果評価実施支援	67
25. ③ 研修	69
26. ④ 国際交流	71
27. 支出見込み合計	78

イ 組織全体の使命・目標

1. はじめに

- 第二次世界大戦後、日本の特殊事情から民間公益活動は公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、非営利活動法人いわゆる NPO 法人等の法人格別に分断されてきた。
- これらは省庁別に縦に監督され、会計基準も公益法人会計基準、学校法人会計基準、社会福祉法人会計基準、医療法人会計基準、NPO 法人会計基準などに分断されて、世界でも類例を見ない分断が生じてきている。
- このような国は日本にしかなく、ソーシャル・セクターの発展を考える上でまず押さえておかねばならない事項である。

明治時代の旧民法34条の公益法人から分化し、法制・会計がそれぞれ独自に展開、ガラパゴス化した非営利法人



- 我々大阪の民間公益活動を行うソーシャル・セクターの関係者は、2015年12月28日から様々な議論を繰り返し、大阪の歴史に裏づけられた豊富な経験、制度と文化の関係をめぐる深い知識、他の国の民間公益セクターについての重厚な知識といったいわば「知の固定資産」に立脚しながら検討を加えた結果、民間公益活動はこうした法人格の種別に捉われることなく、相互に協力しながら行っていくべきであるという確信をもった。
- 日本全体の社会課題の要因を取り除くためには、民間公益活動の歴史ある大阪が、民間公益活動のキャピタル機能を目指していくべきだという結論に至った。
 そこで、2017年4月19日から、かかる趣旨の会議設置に向けての準備を進めた結果、学校法人、公益法人、社会福祉法人、NPO法人らの代表者をメンバーとして、2018年2月5日に

正式に「民都・大阪」フィランソロピー会議（以下「民都・大阪」会議）として発足し、同年6月1日には世界で初めての「フィランソロピー都市宣言」を行うに至っている。

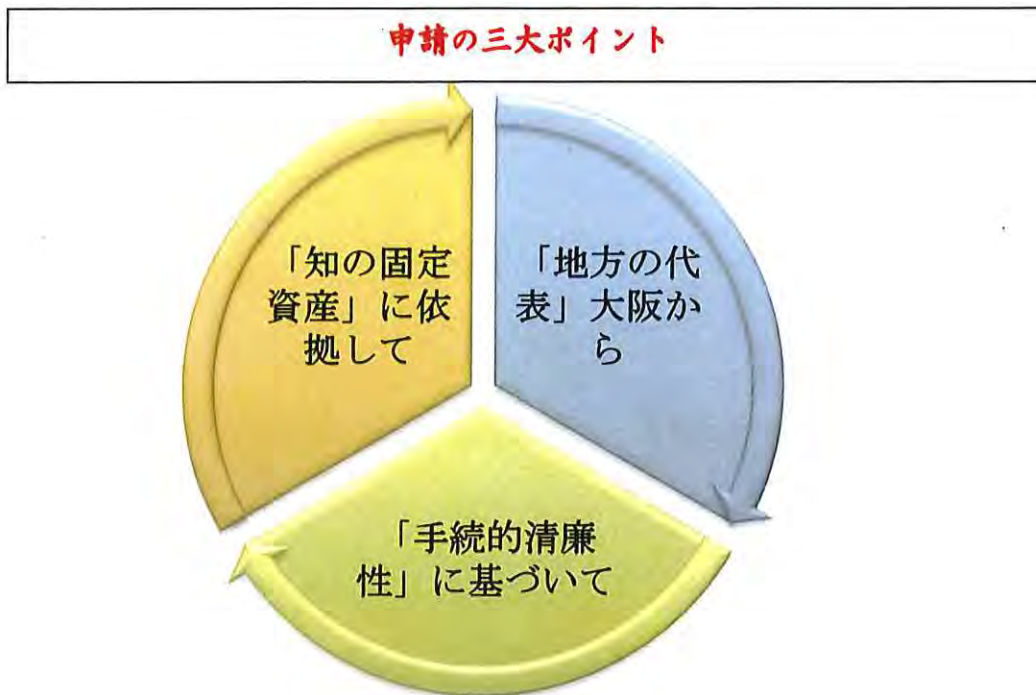
- 他方で、日本全体を見渡せば、東京一極集中の弊害が強く認識されている。現在の東京一極集中は僻地の活力を奪っているばかりではなく、東京圏以外の都市とりわけ大都市の都市機能をも奪い始めていると指摘されている。
- 例えば、他の大都市からの東京圏への人口の移動が顕著で、大阪府の人口についても対東京圏に対しては若者世代を中心に毎年7千人から1万人が純減となっておりその度合いは全国で最も大きい。「大都市が人口を流出させている」という通常では起こらない現象が国内で生じてしまっている。そこで、政府においても政府関係機関の地方移転を行うなど東京の一極集中の問題に真剣に取り組んでいることは広く知られている。
- また、日本銀行のデータによると、東京都の個人の預貯金残高は2017年3月末時点で、実に前年より12.7%増えた。日本銀行では、地方からの遺産相続等の預金シフトがあるとみており、例えば愛媛県では0.8%減とマイナスに転じ、四国全体でも0.6%増にとどまっている中で、東京だけに資金が集中していつている。なお、この時の東京都の個人の預貯金残高の1年間の増加額は大阪府の全預貯金額の実に約半分に相当した。
- 今、こうした大阪の動きと全国の動きがある中で、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的とする「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という）が成立した。全国の金融機関から預金保険機構を通じて、全国に一を限って指定される指定活用団体（休眠預金等活用法20条）に入ることになる。
- 現下の地方経済、地方金融機関の状況からすれば、休眠預金等が全国各地から一つの指定活用団体へ流れることの意味を十分に理解しなければならない。休眠預金等活用法第16条第4項にも「休眠預金等交付金に係る資金の活用にあたっては、これが大都市その他特定の地域に集中することのないように配慮されなければならない」と規定されて、地方からの視線が如何に重要であることはいままでもない。
- 東京と地方の格差はあまりにも大きく、今回の休眠預金等活用法が壮大なる「社会実験」（平成30年3月30日総理大臣決定「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」。以下「基本方針」という）であったとしても、東京ないし東京圏（以下併せて「東京」という）中心の議論・発想における「社会の諸課題」（休眠預金等活用法16条第1項）だけでこの資金の活用が進行してはならないことはいままでもない。
- こうした中で、東京において休眠預金等活用法の議論が進行し、本年5月16日に休眠預金等の指定活用団体の公募が発表された。我々の数年間に及ぶ議論は日本の民間公益活動の発展のためという純粋なものであり、公募要項が発表もされないままに指定活用団体の申請のための議論を行っていたわけではない。しかしながら、休眠預金等活用法及び「基本方針」が決定し、その趣旨を理解すれば、我々のこの数年間の思いと同じであることに疑いの余地はない。

- 東京と地方の目線にギャップに悩む地方からも、我々に対して「地方の代表として」休眠預金等の指定活用団体の申請を促す声も寄せられた。
- そこで、以下の者が賛同した。
 - 民都・大阪」会議の有志を基礎に、
 - 「公益資本主義」に基づく新しい企業の価値を創造する者、
 - 公益法人会計基準、社会福祉法人会計基準、NPO 会計基準等の非営利法人会計を熟知する会計関係者、
 - 東京一極集中に疑問を呈する地方の賛同者、
 - 平成 20 年度税制改正答申で「民間公益セクター」という用語を使用し、公益法人税制促進に舵を切った政府税制調査会関係者。

一般財団法人「民都大阪休眠預金等活用団体」設立準備委員会

秋山孝二	公益財団法人秋山生命科学財団理事長<指定後評議員予定>	北海道
池内啓三	学校法人関西大学理事長(*)<設立時理事>	大阪府
岩田敏郎	社会福祉法人聖徳会理事長(*)	大阪府
岩永清滋	公認会計士・税理士 <指定後評議員予定>	兵庫県
大槻文蔵	公益財団法人大槻能楽堂(*)	大阪府
大西寛文	公認会計士、元日本公認会計士協会副会長	大阪府
大貫 一	金沢星稜大学教授 (公認会計士)<指定後評議員予定>	石川県
尾崎 裕	大阪商工会議所会頭	大阪府
尾上選哉	大原大学院大学教授(会計学)<指定後評議員予定>	東京都
柏木登起	特定非営利活動法人シミズシーズ 代表理事 <指定後評議員予定>	兵庫県
金井宏実	認定特定非営利活動法人大阪 NPO センター代表理事(*)<設立時理事>	大阪府
黒田章裕	一般社団法人関西経済同友会 代表幹事	大阪府
久保井一匡	久保井総合法律事務所 弁護士、 元日本弁護士連合会会長(*)<指定後監事予定>	大阪府
崎元利樹	前公益財団法人放送文化基金 専務理事、元 NHK <指定後評議員予定>	東京都
島田牧子	公認会計士・税理士 <設立時監事>	大阪府
施 治安	大阪 100 人会議顧問 (*)	大阪府
出口正之	国立民族学博物館教授、元内閣府公益認定等委員会委員、 民都・大阪フィランソロピー会議議長(*)<設立時代表理事>	大阪府
中野秀男	帝塚山学院大学教授(*)、 民都・大阪フィランソロピー会議情報分科会長<設立時評議員>	大阪府
野村卓也	ナレッジキャピタル総合プロデューサー、内閣府参与<指定後評議員予定>	大阪府
橋本正洋	東京工業大学教授 <指定後評議員予定>	東京都
原 夫人	米国 501(c)(3)公益財団アライアンス・フォーラム財団 (国連経済社会理事会諮問有資格)代表理事、内閣府参与 <指定後評議員予定>	米国
藤井秀樹	京都大学教授(会計学) <指定後評議員予定>	京都府
松本正義	公益社団法人関西経済連合会会長	大阪府
関 [REDACTED]	梨香 株式会社カルティバイト代表取締役 <指定後評議員予定>	沖縄県
堀井良般	公益財団法人関西・大阪 21 世紀協会理事長、	

- これらの者が民間公益活動精神と「**公益資本主義**」の理念とに基づいて、休眠預金等の活用を入念に考察した。その結果、政府関係機関の地方移転を進めようとしている国の施策との総合的な一貫性を考慮するならば、指定活用団体は地方に置かねばならないという信念のもと、「**地方の代表たる**」大阪が先導しつつ全国と密接な関係と協力の下に「指定活用団体」として申請し活動することを目的とする一般財団法人を設立することとなった。こうした経緯を反映する名称として「一般財団法人日本都大阪休眠預金等活用団体」をここに設立した。
- また、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下「公益認定法」）に関する知識、実務的なスキルを有している我々は、公益認定法の立法趣旨、休眠預金等に対する**手続的清廉性**への期待から、一般財団法人として指定活用団体に申請するだけでなく、同時に公益認定を申請するものであり、指定活用団体の指定並びに公益法人としての認定が行われた暁には、名称を「**公益財団法人日本休眠預金等活用団体**」（案）と改称する予定である。



（注1）「知の固定資産」とは

御厩祐司が『知のシャープナー』で用いた用語。

社会的インパクト評価イニシアティブが、知的フィルターを通すことなく海外からの情報を文化的・制度的文脈から切り離して流通させることによって、その「定義」や「評価の部分の英語訳」を短期間に変えたりするようなことが現実には生じている。ここでは、例えば、短期間にしか有用でない知識を「**知の流動資産**」と呼ぶ。それに対して文化的制度的な文脈の中で理解され、知的フィルターを通ることで長期間の風雪に耐えうる知を「**知の固定資産**」と呼ぶ。

【参考】<http://www.impactmeasurement.jp/about/> 平成30年9月15日ダウンロード

社会的インパクト評価とは、社会的インパクト・マネジメントを実践していくための評価です。プログラム評価の考え方や手法を活用して、単一または複合的な事業・取り組みの社会的な効果や価値に関する情報を可視化するものです。

以上の定義は、2018年6月「社会的インパクト・マネジメント・フレームワーク」の発表をもって、SIMIとして、2016年より採用してきた**定義を改訂**したものです。

社会的インパクト・マネジメントとは、社会的インパクト評価を事業運営プロセスに組み込み、「インパクト・マネジメント・サイクル」を回すことによって、事業運営により得られた事業の社会的な効果や価値に関する情報をもとにした事業改善や意思決定を行い、社会的インパクトの向上を志向するマネジメントのことであり、社会的インパクトの向上に向けた行動のあり方を定めた「**社会的インパクト志向原則**」を実践するマネジメント手法です。

(注2)

休眠預金等の活用については約10年近く、国会議員、休眠預金等活用審議会をはじめ関係各位の並々ならぬ努力によってようやく実現しようとしてきている。しかしながら、残念ながら出来レースと噂されたりするような状況が生まれたり、一部の審議会の委員・特別委員が指定活用団体の指定という最も重要な時期に何人も辞任したりすることによってあらぬ疑念を生じさせている。本財団はこうした疑念とは全く無関係に、民間公益セクター（平成20年度税制調査会答申で使用された用語）の発展を考えた者たちが、「指定活用団体」のみを視野に入れて設立した財団である。こうした申請に当たって疑念を差し挟む余地のない手続きのことをここでは「手続的清廉性」と呼ぶ。

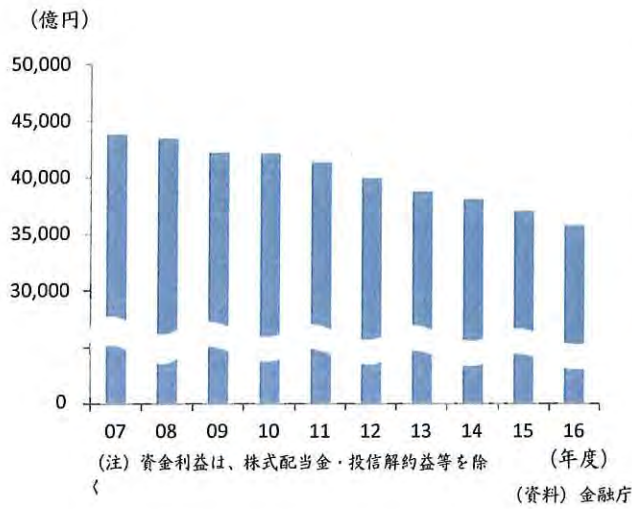
2. 東京一極集中というマクロ的社会課題

「東京圏への人口転出超過状態には偏りがある。東京圏への転出超過数の多い地方公共団体は、政令指定都市や県庁所在市などの中枢中核都市が大半を占めている。転出超過上位63の地方公共団体で約5割、200の地方公共団体で約7割、300の地方公共団体で約8割を占めている。道府県別に見ると、転出超過数が多いのは大阪府、兵庫県、愛知県といった大都市圏を構成する府県であり、これに東日本の各県が続いている」。(まち・ひと・しごと創生基本方針2018について)

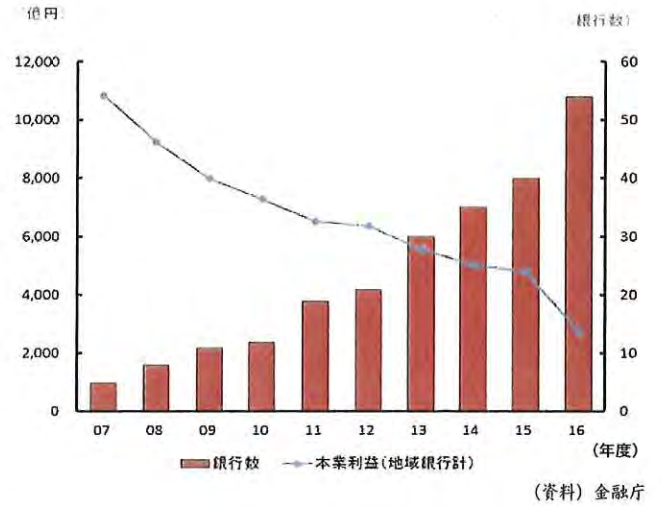
指定活用団体の選定の要件としては、東京都及び近隣県（埼玉県、神奈川県、千葉県）に設置しないことを明記してほしい。(基本方針ハブリックコメントNo. 103)

- 政府の認識では東京一極集中は大都市にも深刻な影響を与え始めているというものである。実際、スイス、オーストリア、デンマークなどの国々をしのぐ人口を擁する世界有数の大都市であるはずの大阪においても年間1万人を超える人々が対東京圏への転出超過数（純減）するにいたっている（図2）。
- とりわけ、若者、専門家などの流出が続いており、例えば、都市銀行を監査する監査法人が

図表 17 地域銀行の資金利益の推移



図表 18 地域銀行の本業利益と本業赤字銀行数の推移



出典「地域金融の課題と競争のあり方」(金融庁平成 30 年 4 月 11 日「金融仲介の改善に向けた検討会議」)

4. 組織の使命

組織の使命は、「地方の代表」という視点から「知の固定資産」に基づき、「手続的清廉性」に基づき指定活用団体に申請し、休眠預金等の資金を最もよい形で、日本全国の「民間公益活動を行う団体」に有効利用してもらい、活用法第16条に規定する目的を最大限達成することにある。

5. 5年後の数値目標

- ルサンチマン・マネーの特質からばら撒きでは無いかたちで、全都道府県「民間公益活動を行う団体」が誕生することが不可欠である。
- 本財団が東京を中心とする非営利法人の縦による分断（ガラパゴス化）に対する反省から生まれたものである以上、内容による目標ではなく、あくまで地域社会から見た目線による目標がふさわしい。そこで目標としては以下の通りである。
 - （数値目標）5年後にすべての都道府県で休眠預金等活用資金を利用する「民間公益活動を行う団体」が誕生していること。
 - （数値外の目標）「民間公益活動を行う団体の成功例」を可視化すること。
 - （数値外の目標）上記のうち、内発的民間公益活動団体（17頁参照）がどのような分布になっているかを可視化すること。

すべての47都道府県のうち47都道府県で助成先としての「民間公益活動を行う団体」が誕生していること。

5年後

3年後

1年後

参考事例：新公益法人制度施行後、7年で全47都道府県のうち、40都道府県しか新規の公益認定による公益法人は誕生していない。（内閣府資料による。その後内閣府はこのデータを発表せず。）

日程	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
ステージ名	ゼロステージ。 第1ステージ。 第2ステージ	第2ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第3ステージ	第3ステージ
資金分配団体	=	東日本 西日本	全国4区分け	全国6区	全国6区	全国6区
民間公益活動を行う団体	=	=	東日本 西日本	全国4区分け	全国6地区	47都道府県
職員数	8	12	18	20	25	25
必要坪数	30-	46-	68-	76-	95-	95-
その他	準備期間		<事務所拡大 >			

(注) 事務所スペースに関する考え方

労働安全衛生法の「事務所衛生基準規則」

第二条 事業者は、労働者を常時就業させる室の気積を、設備の占める容積及び床面から四メートルをこえる高さにある空間を除き、労働者一人について、十立方メートル以上としなければならない。

について法令順守するとともに、下記、平均事務所スペースを参考に事務局員の人数の段階的増員に対応する事務所面積を表に載せている。

一人当たりのオフィス面積 各種データ一覧

調査実施団体・企業	調査対象	平米	坪	調査実施年
日本ファシリティマネジメント推進協会	全体	15.2	4.6	2001
	日本企業	14.8	4.5	2001
	外資系企業	17.8	5.4	2001
ニューオフィス推進協議会	全国	10.34	3.1	2000
日本ビルディング協会連合会	東京エリア	12.1	3.7	2011
	全国	12.5	3.8	2011
森トラスト	全体	13.8	4.2	2010
	日本企業	12.9	3.9	2010
	外資系企業	16.6	5.0	2010

※ニューオフィス推進協議会の調査は役員室面積含まず
{移転の達人}

<http://www.relocation-master.com/area.html> より引用。

以上のことから、当初は 40-60 坪の事務所を借り、2020 年度夏に、100 坪の事務所に拡大ないし、移転することが、最初から広い事務所を借りるより、経済的であることから、期間中に一度、事務所の移転を盛り込んでいる。

6. 3 年後 (21 年度末) 中間目標

全国 6 ブロックに分け、全ブロックにおいて「民間公益活動を行う団体」に助成する。
(数値全部ブロック対比
100パーセント)

5 年後
3 年後
1 年後

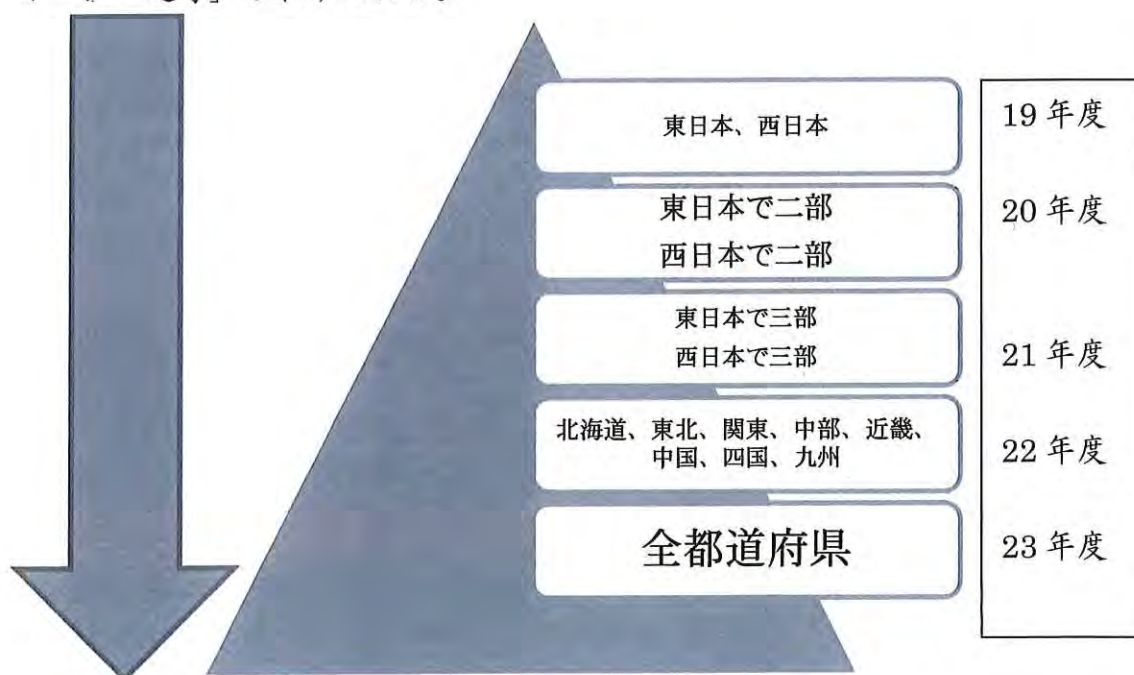
7. 数値目標を達成するための具体的なプラン

(1) ブレークダウン担当方式

当初だけ、東日本、西日本のエリアを決定し（NTT 東日本、西日本の区分による）、資金分配団体、民間公益活動を行う団体の広がりの中で、担当者を区分していく。最終的に、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の8ブロック制とし、最終的に全都道府県での「民間公益活動を行う団体」の誕生を目指す。

(2) 「クロスボーダー選考」

ブロック制にする理由は資金分配団体の選考に一般関係者を関与させることから、ブロックごとに襷をかけることによって、公正性を担保させる「クロスボーダー選考」を取り入れる。



□ 業務実施に当たっての基本的考え方等

8. 休眠預金等の資金の特性の理解

- 非税金性と非寄付金性の両立
 - 税金でないから柔軟に使えるという考え方（非税金性）。

- 自分たちのお金だから（寄付金ではないから）しっかり使わなければならないという考え方（非寄付金性）。
- 常にこれを両立させなければならない。
- **文化的にはルサンチマン・マネー**
 - 金融システム全体が決して安定的でない中、全国の銀行等から私有財産が集められたことによる人々のルサンチマン（怨念）が付加されている。
 - 何よりも「手続き」に疑念を挟む余地のない「手続的清廉性」が必要。
 - 無駄をしていないかという観点からの「経済性」が必要。

9. 「内閣総理大臣の指定という権威」の最大化のためのプラン

- 本計画は国民全体の私有財産の活用であるから、「内閣総理大臣の指定という権威」を最大限に生かすことが最も肝要と考えている。
- 他の権威に頼って一時的に申請書としての見栄えをよくするようなことはせず、しっかりとした基本原則＝「知の固定資産」に基づいた「手続的清廉性」に基づいた活動の計画としている。
- とりわけ人事面等については「内閣総理大臣の指定という権威」が付加される前か後かをしっかりと考えた計画とした。

10. 組織運営の基本的考え方

（1）現実性

基本方針に基づいて、現実的に一步一步着実に事業が実施でできる体制を実現する。

我々は指定を受けたいためのリップサービスのような申請ではなく、実際に「指定を受けた」という状況をシミュレーションしながら、責任ある業務を達成しうる申請として作り上げている。

（2）段階的拡張

本組織の発展を以下のように分類する。

1. ゼロステージ＝内閣総理大臣に指定される X 日までの期間
2. 第1ステージ＝指定された X 日から 2019 年 1 月 1 日付職員発令までの期間。内閣総理大臣の指定という権威を最大限にまで生かすために、成長の度合いを担保している期間。
3. 第2ステージ＝2019 年 1 月 1 日から業務が出揃う 2021 年 9 月 1 日

までの期間

4. 第3ステージ＝2021年9月1日から2022年3月まで業務がすべて出揃った（融資を除く）中期計画の終了時点。

（3）人の集合である文化面の重視

- 理事長は文化に関する造詣も深く、机上の空論が文化的な対立で瓦解しないように役職員が異なる文化のもとに活動をしてきたことを踏まえた業務運営方法を採用する。
- したがって、最初は学校法人関西大学と大阪NPOセンターからの出向者による事務局構成として文化的な統一が図れるようにし、すぐ増員体制に入り、有為な人材をさらに幅広く募集する。
- 倫理規程第4条の倫理行動基準については全役職員に暗唱させるとともに、民間組織でありながら、休眠預金等交付金を預かることの重さを共有させていく。

1.1. 事業運営に対する基本的考え方

（1）EBPの観点から評価に対する考え方

- 「エビデンスに基づく政策」という用語は「エビデンスに基づく薬品」（EBM）から転用されてきたものである。新薬が発見されれば、その心理的効果を消し去るために「プラセボ」と新薬とを二群にわけ治験し、その評価を統計的な有為差によって確認するという手法が一般的である。治験においては、薬品の効果（プラスの作用）だけではなく、副作用の情報（マイナスの作用）も集められる。
- したがって、これらの基本となる研究に対しては厳格に扱われ、研究不正に対しては学会等で厳しく対応している。
- EBMのこうした考え方はEBPにも生かすべきと考え、評価については、以下の二点を基本的考えとする。
 - 正の外部性だけではなく、例えば、結果的に東京一極集中を促進させるような負の外部性についてもしっかりと情報を収集する。
 - 定量的なデータを使用する場合には、その数値の正確性について吟味

できる体制であるかどうかを確認する。

- 以上を踏まえて、外部の評価研究者による評価指針策定等委員会を組織し、与えられたスケジュールの範囲内で評価指針をまとめる。

・ 厳正な評価を実施することにより、民間公益活動全般の質の向上、独創的で有望な革新的な民間公益活動の発掘、民間の資金や人材の獲得等を促すこと（基本方針26頁）

（2）比例原則の徹底

資金分配団体、民間公益活動を行う団体がルールを逸脱することはあってはならない。他方で、このような団体は大規模な団体とは限らない。「比例原則」(proportionality)とは「雀を撃つのに大砲を使ってはならない」というたとえに代表されるように、達成されるべき目的とそのために取られる手段としてのとの間に均衡を要求する原則である。中小規模の団体の監督には「比例原則」を徹底させ、身の丈にあった、必ず遵守可能なルールを必ず遵守してもらう。

【参考】「休眠預金等に係る資金の活用に関する意見」（現場視点で休眠預金を考える会平成30年9月21日）

「小規模な団体や当事者団体を尊重し、それらの団体も活用できる制度設計を行ってください。」

https://drive.google.com/file/d/1ybhRAj1oKBcT2ChhtAUwEv_LgAOmEIkL/edit 平成30年9月29日ダウンロード

（3）内発的民間公益活動に対する着目

「内発的」とは、多様性の発展形態を前提とする鶴見和子の内発的発展論や国際開発学の内発的（endogenous）発展論に依拠。これらは西洋的な単一の発展形態を前提に、その手法を導入しようとする外発的（exogenous）発展の発展論に対置する考え方である。

例えば、国内における外発的發展を考えてみよう。この数十年、地方の現場では、東京の大資本による郊外型ショッピングセンターの誕生と撤退が生じた。

これにより、地元の雇用拡大、地元住民の利便性の増大などが「評価」として考えられる。この場合において「郊外型ショッピングセンターは欧米で成功した例であり、この地域にはまだ存在しないから、誘致すべきである」という普遍主義（＝単一価値観）に基づく主張は一見説得力を有することになるが、欧米で成功したということの説明以外はなされていない。

実際に生じた現象は顧客を取られたことによる地元の駅前商店街の疲弊化などの「負の効果」（負の外部性）が生じる。さらに、地域経済の低迷による郊外型ショッピングセンターの撤退などは地元と無関係に決定されることから、それによる雇用の中止、地元住民の利便性の低下などがありうる。トータルの期間で考えれば、結局、駅前商店街の疲弊化だけが残る。この現象を「社会的インパクト評価」として事前に可視化するときには、長期の期間を入れにくく、さらには、「郊外型ショッピングセンターの撤退」など十分に起こりうることだが事前には根拠に基づいては想定しにくい。したがって、「社会的インパクト評価」を高く設定することは容易である。

それに対して目標達成の手段は多様であることを前提に、地域の文脈の中で最もよい手法を地域の関係者や当事者が選ぶという前提にたつ内発的發展論にも「多様性の原則」から配慮する必要がある。

したがって、「内発的民間公益活動」とは、地域の人や当事者がキーパーソンとなって活動する民間公益活動とここでは定義し、指定活用団体として注視していく。

1 2. 基本方針に示された基本原則との関係

(1) 国民への還元

「国民へ還元されたか否か」を判断するのは国民である。国民が国民へ還元されたという実感を有するためには、日本という国の国土的広がりカバーする必要がある。したがって中期計画の最終目標には、全都道府県の「民間公益活動を行う団体」が助成対象となることを目標としている。

(2) 共助

資金分配団体が作成する申請書には、民間公益活動を行う団体の事業が、制度

の狭間であること、行政の肩代わりでないことを記載するよう契約書で確認する。特に以下を尊重する。

短期間で解決できる分野や数値化された成果が出やすい分野に偏ることなく、解決に時間を要する分野や従来より定量的な成果が出にくいとされてきた分野にも活用されるよう配慮する
(基本方針5頁)

上記の基本方針に従い短期間で解決できる分野や数値化された成果が出やすい分野（以下「即効分野」という）、解決に時間を要する分野や従来より定量的な成果が出にくいとされてきた分野（以下「遅効分野」という）のポートフォリオ等を資金分配団体に取り入れることができるようにする。

（3）持続可能性

民間公益活動の自立した担い手を育成するため、資金分配団体においては、民間公益活動を行う団体との間で達成すべき成果と支援の出口について事前に合意した上で、一定の期間を区切った支援を行うこととし、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとする。なお、支援の出口としては、地域に合わせた多様な方法を許容するとともに、規模によっては、支援の出口については申請時ではなく、進捗状況に応じて柔軟に対応できるなど比例原則にも配慮する。

（4）透明性・説明責任

- 本財団は休眠預金等を「ルサンチマン・マネー」と捉えることで、特に透明性、説明責任には力を入れ、定期的な記者発表を行う。
- また、「資金分配団体」の公募に当たっては、全国で説明会を開催するとともに、地方での記者発表を同時に行い、透明性が単に一部の地域にだけ届くことが無いような配慮を行う。
- 選考にも一般関係者をそのプロセスに入れうるかどうかの社会実験を行うとともに、資金分配団体の選考そのものを公開する場合の問題点などを明らかにする「試行的選考方法」を第1ステージでは採用する。

- 助成の報告は原則として個人情報に配慮した文書、写真、映像とし、当財団ホームページにアップすることで成果をすべて公表、透明化を行う。

(5) 公正性

- 毎月の利益相反の提出所など利益相反の防止等の徹底により、休眠預金等に係る資金の活用を公正に実施する。とりわけ、各種の選考プロセスにおいては「**クロスボーダー選考**」(東日本の人が西日本の申請を審査する。及びその逆)。また、資金分配団体、民間公益活動を行う団体には「ルールは必ず守ってもらう」という強い覚悟のもと、守れないルールを押し付けるのではなく、「必ず守れるルール」として明確化し、現実的に運営していく。
- 資金分配団体の応募資格を「特定公益増進法人の一部」又は認定特定非営利活動法人(「認定NPO法人」という。兩者併せて「認定NPO等」という)のうち助成を行う者(特定非営利活動促進法認定規則第6条の括弧書きに定める寄付総額の100分の50となる法人のうち助成を行う者)に限定することで欠格要件などについても制度的な活用を担保し、公正な運用が出来るようにしている。
- 調達においては、競争を原則とするなど公正性を担保している(→業務規程、契約規程)。

(6) 多様性

- 優先的に解決すべき社会の諸課題については、当初、資金分配団体が、民間公益活動を行う団体が存在していないことから、一般から公募することで、指定活用団体の独りよがりの価値観で多様性を殺すことが無いような配慮をしている。
- 地域や分野等の特性に配慮するため、地域では当初は東日本、西日本の二区分だけであり、分野においては法定されている三分野以外の制限をかけない。
- 多様性を前提にする「内発的民間公益活動」に対して、注視していくことにしている(17頁)。

(7) 革新性

- 評議員においてイノベーションの実績のある者(野村、原、開)を配置している。

- 資金分配団体が民間公益活動を行う団体を募集するときには、各法令や公的制度の狭間であることを申請書に書くことを要件とした民間公益業務促進規程の案を作成している。

(8) 成果最大化

- 一定のリスクを許容するという点に関して、「評価指針等策定委員会」でマニュアルを作成予定。
- 成果最大化については、「手段を選ばない」という弊害が出ないように、「社会実験」である以上、失敗の事例の積み重ねも重要であり、とくに副作用（マイナスの効果）の情報が入手可能な成果報告書を予定している。
- 成果最大化について、民間公益団体が数値を使った社会的インパクト評価を行う場合には、数値の正確性について吟味できる体制であるかどうかを確認することとしている。
- 「公正性」にも留意し、嘘偽りのない報告を入手するよう徹底する。
- 着実に社会の諸課題の解決に成果を出すことが見込まれる事業と目標の達成確率は低い（ハイリスク）ものの、実現すれば社会に大きな変革（ソーシャル・イノベーション）をもたらすような革新的な事業とを適切な割合で組み合わせて実施することにより、本制度全体としての成果の最大化を図る（→業務規程）。

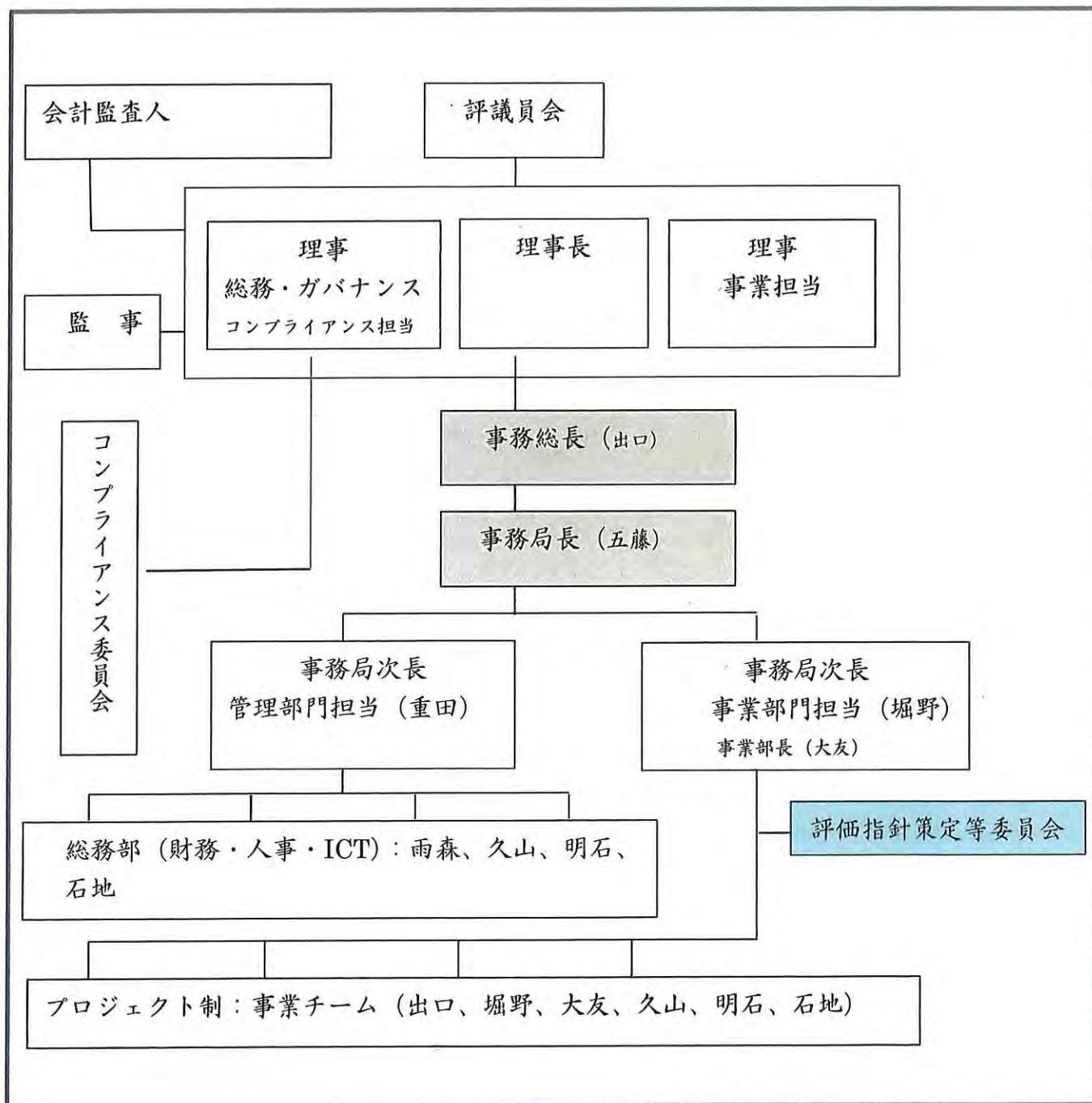
(9) 民間主導

- 組織体制についてはとりわけ民間主導を徹底し、合理的な人数からスタートし、オフィス・レイアウトや事務分掌、組織にも行政ではない特徴を出していく。
- 例えば、当初の事務所は、役員室を設けない代わりに、キッズルームを設けるなど、法第17条の趣旨に沿った「子ども及び若者の支援に係る活動」に資するオフィス・レイアウトとしている実現している。
- 第1ステージの組織には、プロジェクト制を導入し、役割と権限を明確にする官僚組織とは異なる組織としてスタートする。

13. 組織運営体制等

(組織図、所掌事務、役職員の配置状況を含む。)

(1) 第1ステージ組織図 (2019.1.1付)



会計監査人 1名
 評議員 13名
 理事 3名
 監事 2名

事務局 13名 (業務委託を除いた場合 9名)
 (理事兼務1名、出向8名、業務委託者4名)

(2) 所掌事務及び職員担当表 (2019.1.1 付)

基本的考え方：

- 管理職を除く人員は、一旦総務部に所属させ、本組織のコンプライアンス、ガバナンスを共有のものとし、様々な組織からの集合体に陥りがちの文化的摩擦を生じさせないようにする。実際にこの時期の業務の大要は、予算の作成、内閣府で作成される基本計画（1 から 2 月）にもとづく事業計画の認可申請（基本計画策定直後）にいたるまでの期間は相当の無理が生じる。したがって、この間各種労働法規に違反しない形で実施するためには、パーキンソンの法則（役人の数は、仕事の量とは無関係に増え続ける。）が働かない程度の少人数の 8 名が最大の人数と考えている。
- 助成の企画については、準公金である 1970 年万博の剰余金をもとにした万博記念基金を取り扱う公益財団法人関西・大阪 21 世紀協会に業務委託という形の 4 名体制で臨む。
- その他の事業（優先的基本的社会課題の決定、評価指針の策定、シンボルマークの選定については、組織規程第 14 条に基づくプロジェクト・チーム体制を敷く）。
- 「内閣総理大臣の指定」という権威づけのあとについては、本計画に盛られた人員計画の範囲内で最も優れた人物を常時雇用できるような人事体制を総務部の中に敷く。
- 上記の他に役職員は内閣府との打合せをする必要がある〈旅費の発生〉。

1 4 . 組織運営計画

評議員会の計画

公募要項には基本方針に基づいて

「評議員会は、経済界、金融界や労働界、学識経験者、マスコミ、ソーシャルセクター（公益活動に係る分野）等の幅広い分野から人材登用を図り、構成の多様化を図ることが望ましい」とされている。また、【参考 1】の指定活用団体の体制イメージには、

評議員：10名程度を想定

政界、経済界、金融界、労働界、メディア、非営利事業者等を代表する者がオールジャパンで参加

との記載がある。

- 各界の代表者を評議員とする。

これについては「内閣総理大臣の指定という権威」と定款記載を織り交ぜて、定款に基づき、政界、経済界、労働界、金融界、メディアからそれぞれを代表する者を理事会に評議員候補者として推奨してもらう方法を採用している。

さらに、「地方の代表」から指定を申請するという観点から、中央の組織ではなく、たとえば経済界は北海道の団体から南に、労働界は沖縄の団体から北に推奨を依頼することになっている（定款並びに評議員運営細則）。

- 各種の非営利会計専門家による評議員

当財団は、ガラパゴス化している非営利法人の会計監督業務の実際を考へて、公益法人会計基準、NPO法人会計基準、社会福祉法人会計基準、学校法人会計基準等について専門的な知識を有する公認会計士、学者を指定後の評議員としてすでに評議員会で内閣総理大臣の指定を停止条件として選任している。

- 全国から地域的バランスのとれた評議員

当財団は、北は北海道、南は沖縄県、その他地方のソーシャル・セクターの関係者を指定後の評議員としてすでに評議員会で内閣総理大臣の指定を停止条件として選任している。

- イノベーションの関係者の評議員

さらに、公益資本主義を提唱する原丈人、大阪の代表的イノベーターである野村卓也、沖縄のイノベーター開梨香を指定後の評議員としてすでに評議員会で内閣総理大臣の指定を停止条件として選任している。

- 基本方針にある、有識者としての科学技術の能力を有する者として設立時評議員に中野秀夫を配置している他、定性データを使用した「知の構造化」のキーパーソンとなる橋本正洋を指定後の評議員としてすでに評議員会で内閣総理大臣の指定を停止条件として選任している。

- 上記の結果、女性や障害者（公認会計士・税理士の岩永清滋）も含まれた多様性のある布陣となっている。

以上のことから評議員の人数については以下の通りとなる。

財団設立時	指定時	2019年度定例評議員会以降
3名	13名	13から18名

- したがって、「望ましい」とされていた10人より多くなるが、オールジャパンを反映しようと思えば、これだけの布陣になる。地理的な広がりを持つことから、将来的にICTを利用したテレビ会議による評議員会開催を検討している。

予算の積算

2019年度

評議員会会場費	160000	80,000×2	
評議員報酬	2,004,660	@55,685×18人 ×2回	
評議員旅費	1,440,000	@40,000×18× 2	

2020年度

評議員会会場費	160,000	80,000×2	
評議員報酬	2,004,660	@55,685×18人 ×2回	
評議員旅費	1,440,000	@40,000×18× 2	

2021年度

評議員会会場費	2,000,000	100,000×2	テレビ会議対応
評議員報酬	2,004,660	@55,685×18人 ×2回	
評議員旅費	3,600,000	@10,000×18× 2	テレビ会議対応

2022年度

評議員会会場費	2,000,000	100,000×2	テレビ会議対応
評議員報酬	2,004,660	@55,685×18人 ×2回	
評議員旅費	3,600,000	@10,000×18×	テレビ会議対応

		2	
2023年度			
評議員会会場費	2,000,000	100,000×2	テレビ会議対応
評議員報酬	2,004,660	@55685 ×18人 ×2回	
評議員旅費	3,600,000	@10,000 ×18 × 2	テレビ会議対応

理事会の計画

ほぼ月1回の開催。

理事会会場費	200,000	20,000×10	
--------	---------	-----------	--

監事会の計画

監事については、定款において監事会設置が可能なようにしている。財団設立時に、公認会計士・税理士の島田牧子が監事となっている。また、指定後の監事としてすでに日本弁護士連合会の元会長で弁護士の久保井一匡を評議員会で内閣総理大臣の指定を停止条件として選任している。指定後において監事会を設けないものの、臨機応変な対応を可能にしている。

事務局組織の計画

本組織の発展を以下のように分類する（再掲）。

1. ゼロステージ＝内閣総理大臣に指定される X 日までの期間
2. 第1ステージ＝指定された X 日から2019年1月1日付職員発令までの期間。内閣総理大臣の指定という権威を最大限にまで生かすために、成長の度合いを担保している期間。
3. 第2ステージ＝2019年1月1日から業務が出揃う2021年9月1日までの期間
4. 第3ステージ＝2021年9月1日から2022年3月まで業務がすべて出揃った（融資を除く）中期計画の終了時点。

所掌事務及び職員担当表 (2019.1.1 付)

役職・部署	担当	事務分掌・備考	備考
事務総長	出口	全体の総括。内閣府折衝。 役員認可申請。業務規程の認可申請。事業計画の認可申請。	理事長兼務
事務局長	五藤	全体の統括。評議員会・理事会運営。ガバナンス、コンプライアンス担当。人事。システム発注。予算案作成。	
事務局次長（管理部門担当）	重田	評議員会・理事会運営。ガバナンス、コンプライアンス担当。人事。システム発注。各種規程等の整備。 予算案作成。ICTの企画立案。	
総務部長	重田	事務局次長兼務。	
総務係	雨森	評議員会・理事会運営。ガバナンス、コンプライアンス担当。人事。システム発注。各種規程等の整備。	
総務係	久山		
総務係	石地		
経理係	明石	出納。会計。	
事務局次長（事業部門担当）	堀野	「優先的社会課題」決定。シンボルマークの作成準備。助成プログラム、助成申請書システム設計。	
事業部長	大友	「優先的社会課題」決定。シンボルマークの作成準備。助成プログラム、助成申請書システム設計。	
	リーダー	メンバー	

優先的 社会 課題チーム	大友	石地	優先すべき社会 課題を一般公募 する。
評価指針等 策定チーム	堀野	雨森	評価策定等委員 会の開催事務。
シンボルマ ーク策定チ ーム	堀野	久山	シンボルマーク 策定の事務。

各種委員会

コンプライアンス委員会（コンプライアンス規程）

リスクマネジメント委員会（リスク管理基本規程）

機器選定委員会（内部）

評価指針等策定委員会（3名）→評価のところで積算（＝メンバーは任意提出書類）

業務委託（助成公募のシステム設計発注。助成金等交付決定通知、資金提供契約」。その他関する各種書類作成。）＝委託の形態は、契約ならびに業務委託規程第18条（3）による例外的随意契約。

公益財団法人関西・大阪21世紀協会

（注：関西・大阪21世紀協会が持つノウハウと委託内容。業務は4名が実施）

システム開発の助成プログラムの策定。

https://www.osaka21.or.jp/jecfund/old/fund_contents/bosyu/index_h30.html

より、ダウンロードの上加工。

公益財団法人日本休眠預金等活用団体とは

休眠預金等活用助成とは

事業内容

▶ 助成対象事業

▶ 申請から交付まで

▶ 助成の条件

▶ 規程等

助成状況

▶ 交付決定

▶ 助成実績

募集案内・用紙DL等

▶ 募集案内

▶ 各種書類DL

▶ よくある質問

(1) 2019年4月以降-2020年9月1日までの人事

「内閣総理大臣の指定により権威」に基づく採用

2020年9月1日付の第2ステージ組織図に向けて、常時採用を実施する。採用については事務局長を責任者とする体制を整え、特別の利益供与の禁止の徹底を含む採用ガイドラインを2019年3月末までに公表する。

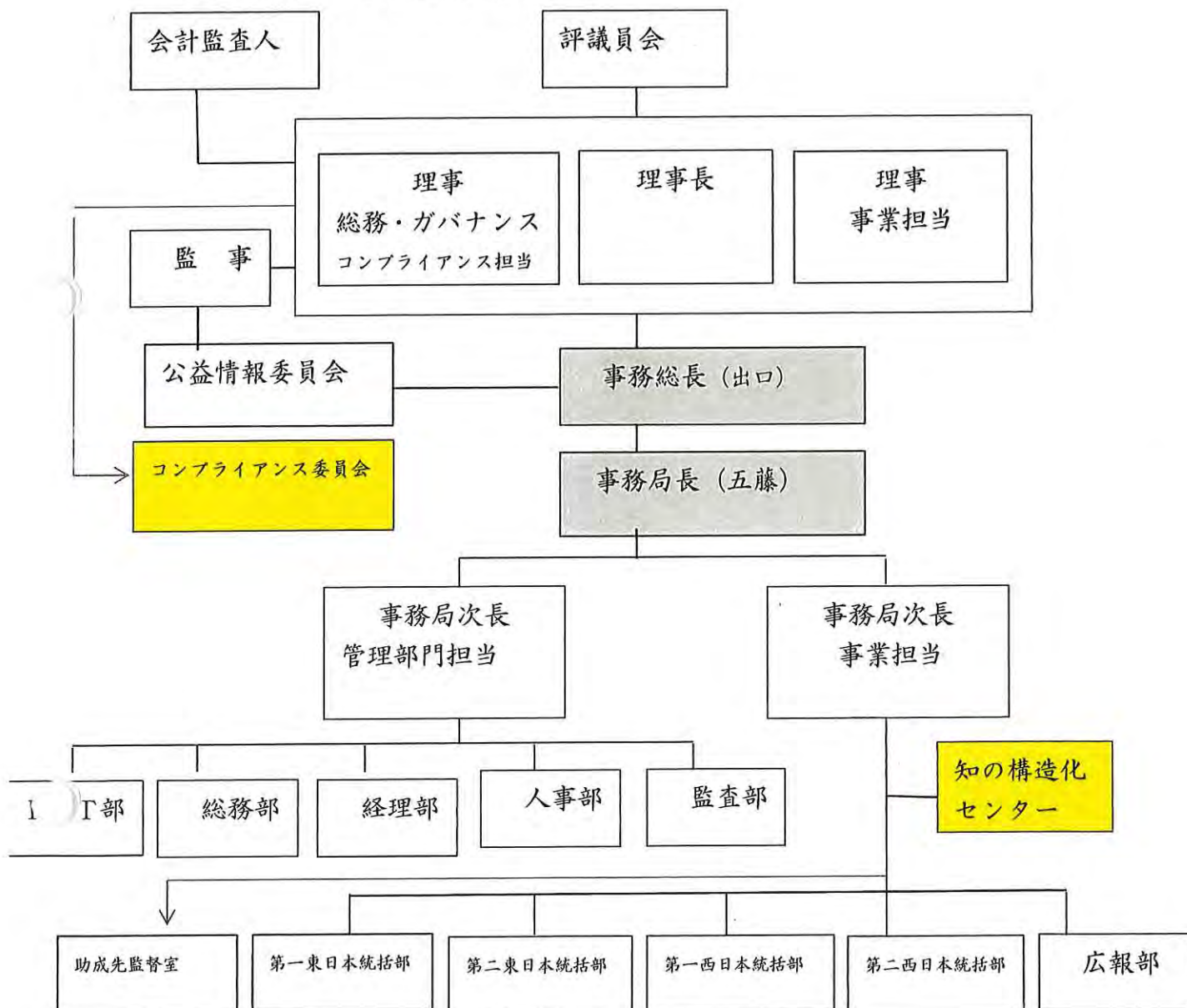
働き方改革や学生インターン受け入れに応じた柔軟な人材

受け入れ

- ・企業による「留職」の人材受け入れ。
- ・平成30年6月15日閣議決定「未来投資戦略2018」で盛り込まれた、テレワークや国家公務員による公益的活動等を行うための兼業について、検討を開始する。
- ・女性、障害者の積極的な雇用を図る。

(2) 第2ステージ 組織図 (2020. 9.1 付)

理事3名中、2名を常勤理事とする。



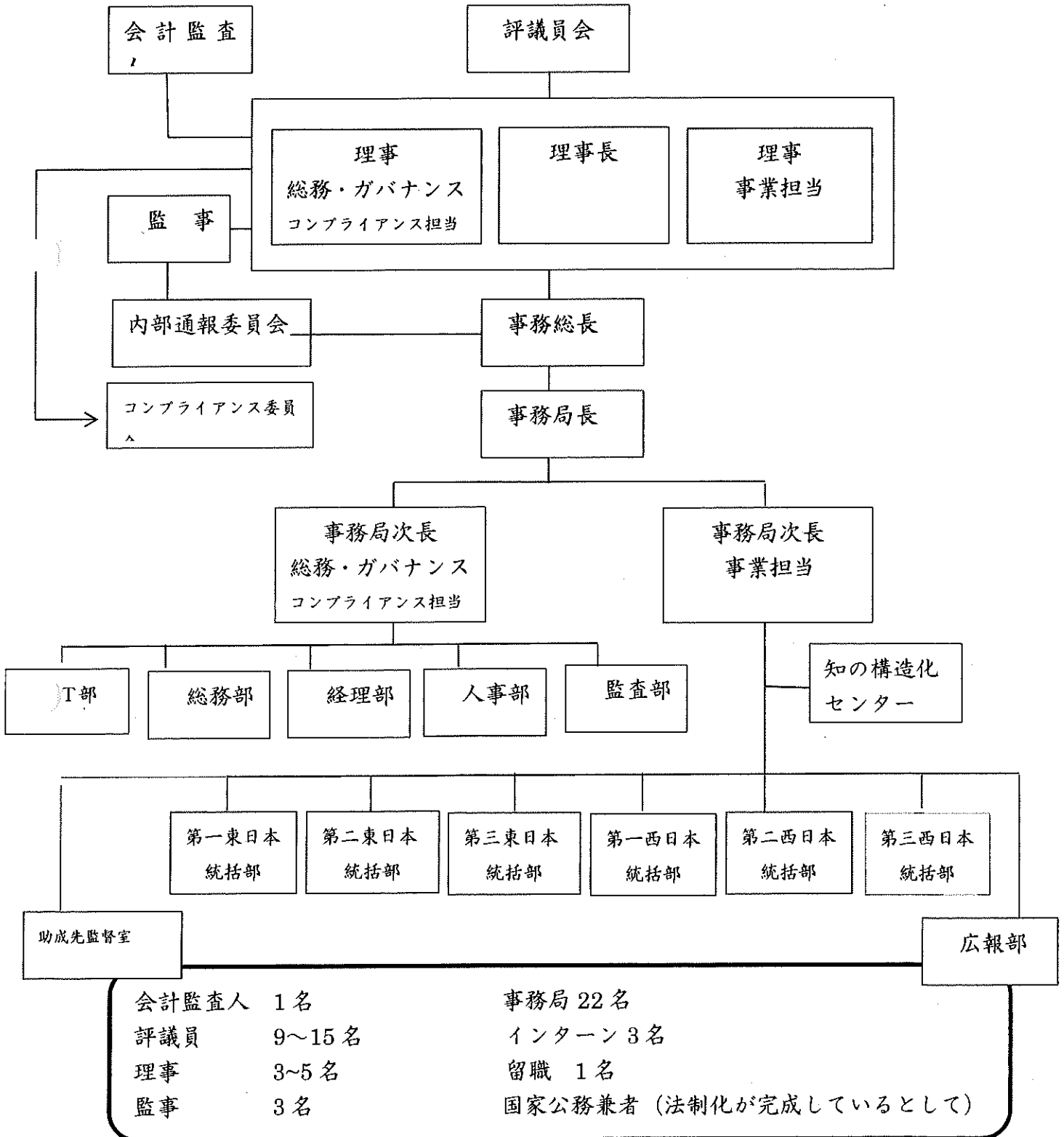
会計監査人	1名	事務局	18名
評議員	18名		
理事	3名		
監事	3名		

職員担当表

役職・部署	担当	事務分掌・備考	備考
事務総長	出口	全体の総括。内閣府折衝。国際交流担当。	
事務局長	五藤	全体の統括。評議員会・理事会運営。ガバナンス、コンプライアンス担当	
事務局次長（管理部門担当）	重田	総務、人事、経理担当	
事務局次長（事業部門担当）	堀野	助成プログラム、社会的インパクト評価、伴走支援担当	
総務部長	採用者 A	コンプライアンス統括部長を兼務。評議員会、理事会業務。	
総務部係員	採用者 B		
経理部長	採用者 C	会計、予算書、決算書作成等	
経理部係	明石 採用者 D	会計	
人事部長	採用者 E	労務、採用等	
人事部係員	採用者 F		
監査室長	採用者 G	内部監査。交付金の保全確認	
監査室係員	久山	内部監査。交付金の保全確認。	
ICT 部長	重田兼務	情報セキュリティ。助成申請システム開発等	
ICT 部係	採用者 H	情報セキュリティ。助成申請システム開発等	
助成先監督室長	採用者 I	助成先団体の監督	
助成先監督室員	採用者 J	助成先団体の監督	
東日本統括部長	大友	東日本における助成プログラムと資金分配団体の選考事務 資金分配団体との折衝。 伴走支援。	
東日本統括部	雨森、久山		
西日本統括部長	大友兼務	西日本における助成プログラムと資金分配団体との折衝。	

西日本統括 部	雨森、石地		
広報部長	堀野兼務	広報。シンボルマーク策定。	
広報部係員	久山		
知の構造化本部 長	出口兼務	知の構造化委員会担当。 国際担当。	
知の構造化本部 係	雨森		
評価指針策定等 委員会担当	堀野	評価指針策定	

(2) 第3ステージ組織図 (2021.9.1)



15. 業務運営コスト

法内閣府令「第一条 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号。以下「法」という。）第八条、第二十七条第一項並びに第二十九条第一項及び第三項に規定する内閣府令で定める事務に要する経費は、民間公益活動促進業務に係る人件費、事務所費その他指定活用団体の運営に必要な一般管理費とする」とあるが、この区分についての明文の定めがないことから、

便宜上下記に従い仕訳した。

1. 民間公益活動促進業務に係る人件費（人件費）
資金ベースの役職員、評議員の人件費のみとした。
2. 事務所費（注：例えば政治資金規正法上の事務所費とは異なる）
資金ベースの事務所の賃借料のみとした。
20年度に事務所移転 @25000×100坪で計上

2019年度		
13,298,472	1,108,206 × 12	
2020年度		
23,24618	1,108,206 × 3 2500000 × 8	
2021年以降		
30,000,000	2500000 × 12	

3. その他指定活用団体の運営に必要な一般管理費
上記以外のすべての経費

支出については人件費、事務所費、一般管理費の区分についての明文の規定がなく、将来の見通しについてのみを記載し、どの区分に相当するかはそれほど重要でないために、以下の通りの区分で記載している。

人件費：役職員の人件費（資金ベースであるから、退職給付引当資産を算入していない。）

事務所費：簡略化のために、事務所賃料のみを算入している（例えば、政治資金適正化法に規定される事務所費とは異なる

人件費積算の考え方

□ 理事・職員の給与は預金保険機構より多くする理由も少なくする理由もないため、原則的に預金保険機構の報酬表・給与表を用いる。ただし、地域手当については、同機構の東京分の半額とする（預金保険機構の大阪の地域手当より下回るため、預金保険機構の給与より下回る。また、特別調整も非常に複雑な規程で上乗せをしているので思い切り簡素化して額は減らすことになる。

□ 結果的に理事長の年収は同機構の法人の長より数百万円少なくすることになる。

□ 監事については、預金保険機構は月給制としているが、監事が非常勤でもあることから、業務の量に応じるものとする。

□ 採用は、当初は学校法人関西大学と大阪NPOセンターの出向者によるスタートとし、いろんな出身者を混ぜ合わせることから、文化的な摩擦を起こさないようにする。当初の数か月は業務が多いため、結束力を重視している。

□ 他方で、各種のルーティンがまわり出した後に、「総理大臣の指定という権威」に基づき、積極的に採用をおこなう。定期採用ではなく、常時採用する。

□ したがって、人件費積算については2019年1月1日付の人件費支払い対象の事務局人数を基礎として、4月1日付の想定人数（組織運営計画の組織図は9月1日付）を下記のように設定し、積算した。2020年9月1日までは以下の人数に基づいて人件費積算。

	2019. 4. 1	2020. 4. 1	2021. 4. 1	2022. 4. 1	2023. 4. 1	根拠
評議員数	18人	18人	18人	18人	18人	規程
	2,004,660	2,004,660	2,004,660	2,004,660	2,004,660	

常勤理事数	1人	2人	2人	2人	2人	規程
	19,881,000	35,081,400	35,081,400	35,081,400	35,081,400	
非常勤理事数	2人	1人	1人	1人	1人	規程
	3696000	1848000	1848000	1848000	1848000	
監事数	2人	2人	3人	3人	3人	規程
	3792000	3792000	5688000	5,688,000	5,688,000	
人件費対象職員数	15人	18人	22人	25人	25人	(*)
	133,605,000	160,326,000	195,954,000	222,675,000	222,675,000	

(*) 未採用の事務局員の給与を計算するために、給与規程の基となった預金保険機構平成29年度版「預金保険機構の役職員の報酬・給与等について」で公表されている234名の平均給与8,907千円を用いて計算した。

(重要な会計方針)

退職給付引当金の計上について

当財団では、職員の退職手当に関する規定及び役員退職手当の内規（実際の支給額を計算する際の基準となるとともに、会計上の毎年度の引当金計上額である期

末要支給額を計算するための内規をいう。)に基づき、退職金の支出に備えるため、各年度末における退職金期末要支給額を計上することになる。同時に、退職金期末要支給額相当額の預金を、固定資産の特定資産に「退職給付引当資産」として計上する。

この退職給付引当金の計上は、企業会計基準注解【注18】及び、日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会実務指針第42号を根拠として、発生主義会計及び引当金の要件に該当するものとして計上するものである。

なお、職員及び役員の退職手当の規定及び内規の内容は、預金保険機構の退職手当の規程に準じたものであり、役員退職手当については、支給の都度、評議員会の承認を得なければならないものである。

しかしながら、資金ベースであるから、計上する必要がないという考え方もあるが、資金ベースの収支計算について明文の説明がないこと、役員手当の内規がないことから、退職金についての積算は、ここではしていない。

事務所費積算の考え方

当初は40-60坪の事務所を借り、2020年度夏に、90-100坪の事務所に拡大ないし移転することの方が、最初から広い事務所を借りるより、経済的であることから、期間中に一度、事務所の移転を盛り込んでいる。積算上は44.32坪、95坪として計算。坪単価@25001円。

その他一般管理費の積算の考え方

事業ごとに積算して積み上げる。
消費税については、現在予定されている日程で積み上げる。

ハ 基本方針に示された指定活用団体の業務ごとの目標、業務の実施内容、実施体制、実施計画

【1】法に具体的に規定されている業務（「基本的業務」）

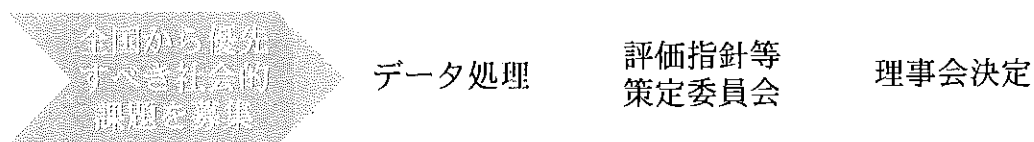
法第21条第1項の規定に基づき指定活用団体が行う業務（民間公益活動促進業務）は、同項第1号から第5号までに規定されている業務については以下①から⑦に示す。

16. ① 資金分配団体の選定等

a) 「優先的に解決すべき社会の諸課題」の把握・分析及び決定

(業務規程第8条参照)

- 初年度においては、民間公益活動促進業務規程認可後直ちに、本財団は現場からの意見やニーズ聴取のためにインターネットを用いて、広く全国から民間公益活動を行う団体となりうる団体及び個人から「優先的社会課題」を募集。
- 募集に応募してきた者（以下「優先的社会課題応募者」という）で「資金分配団体の選考に関心のある者」の中から、別に定める「資金分配団体選考委員会委員」を抽選で選考する。
- 募集された優先的社会課題については、データ処理の上、別に定める「評価指針等策定委員会」に諮った上で、理事会において優先的社会課題を決定する。
- 本財団は優先的に解決すべき社会の諸課題に関し、適切な成果目標の設定を含めその解決に向けた全体的な方針（以下「成果目標方針」という）を決定し、事業年度ごとに作成する事業計画において明示しなければならない。



記述データ処理の一例: 休眠預金基本方針の最頻語



基本方針。最頻出語80語。但し、指定活用団体、資金分配団体、民間の公益を行う団体の用語を除去。

指定活用団体において我が国が抱える社会の諸課題を把握し、分析した上で、「優先的に解決すべき社会の諸課題」を決定する必要がある。その際、資金分配団体や民間公益活動を行う団体との相互主体的な関係の下、現場からの意見やニーズについても十分考慮しなければならない。
(基本方針 13 頁)

- 初年度は「資金分配団体」や「民間公益活動を行う団体」は明らかになっておらず、上記の方法がぎりぎり基本方針に沿った手法となる。

b) 資金分配団体の選定

ア) 選定における審査対象及び基準

- 資金分配団体の応募資格⇒「特定公益増進法人の一部」又は認定特定非営利活動法人（「認定 NPO 法人」という。両者併せて「認定 NPO 等」という）のうち助成を行う者に限定。→特定非営利活動促進法認定規則第 6 条の括弧書きに定める寄付総額の 100 分の 50 となる法人のうち助成を行う者
- (必然的理由)「民間公益活動を行う団体」が相対値基準で認定 NPO にな

っていた場合に、これらの法人が資金分配団体でなければ、助成金を受けた法人が認定を取り消される可能性が生じる。

- ＊【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上であること。
＜一者当たり基準限度超過額＞が寄付金総額の10分の1を超える部分になる。
「認定NPO等」ならば10分の50を超える部分となる。

$$\frac{\text{受け入れた寄付金総額（対価性のない助成金入る）}}{\text{総収入（資金分配団体の助成金も入る）}} \geq 20 \text{ パーセント}$$

(但し、一者当たり基準限度超過額を控除)

したがって、資金分配団体が認定NPO等でなければ、相対値基準の認定NPOである民間公益活動を行う団体の認定をなく奪わせてしまう可能性がある。これは必然的に、**指定活用団体も公益法人でなければ同様のことが起こりうる**ということである。

- 対象法人数：認定NPO法人：1,030法人（内閣府平成30年9月14日現在）、公益法人：9,564法人（内閣府平成30年8月末日）等のうち、助成を行う者（新規に行おうとするものを含む）。
- 選定申請団体の申請の対象となる以下の分野のいずれかであって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することになるもの（以下「民間公益活動」という。）でなければならない。
 - ①子ども及び若者の支援に係る活動、
 - ②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
 - ③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
- 審査基準については以下の各項目を審査基準とする。
第1項目 基本方針に挙げられている事業の遂行にあたり以下の各号を実施す

る必要な能力、知識・技術及び経験を有していること。

① 本財団が提示した優先的に解決すべき課題を踏まえ、地域・分野等ごとの実情と課題を俯瞰的かつ具体的に把握・分析し、案件の発掘・形成を積極的に行う能力、知識・技術及び経験を有していること。

② 社会の諸課題の効果的・効率的な解決に向け、「包括的な支援プログラム」（資金支援と事業実施に係る経営支援等の非資金的支援（必要に応じて伴走型で提供）とを一体とし、その支援の対象や方法をまとめたもの）を企画・設計し、これに基づき、民間公益活動を行う団体を公募により選定し、資金支援及び非資金的支援を必要に応じて伴走型で提供することができる能力、知識・技術及び経験を有していること。

②-1 民間公益活動を行う団体を選定するに当たり、民間公益活動を行う団体が作成する民間公益活動の実施に関する計画において、達成すべき成果、資金分配団体による支援の出口及び支援期間等の明示を求める旨を確認することとしていること

②-2 休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組み（例えば、支援の出口を見据えた上での事業活動の発展段階に応じた支援方法や事業の評価に応じた資金提供方法、事業としての持続可能性を向上させるための手法、事業の特性に応じた民間の資金の出し手等からの資金提供を受けられることを条件にした支援実施等）が組み込まれていること

②-3 民間公益活動を行う団体に対し非資金的支援を必要に応じて伴走型で提供することとしていること

②-4 包括的な支援プログラムを適確に実施するに足る能力を有すること。ただし、資金分配団体が単独で非資金的支援を提供できない場合には、非資金的支援の提供が可能な団体等との連携による包括的な支援プログラムを有すること。

②-5 民間公益活動に係る情報を積極的に収集して、助成、貸付け又は出資の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査及び研究を行うこととしている選定申請団体にあつては、その旨を明示していること。

③ 民間公益活動を行う団体の事業の特性及び発展段階を踏まえつつ、革新的手法により資金の助成、貸付け又は出資を行うこと等を通じ、民間公益活動の自立した担い手の育成を図ることができる能力、知識・技術及び経験を有していること。

④ 民間公益活動が適切かつ確実に遂行されるように、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行うことができる能力、知識・技術及び経験を有していること。

⑤ 民間の創意・工夫の発揮を促すように支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実装することができる能力、知識・技術及び経験を有していること。

⑥ 民間公益活動を行う団体に対して現地調査を含む継続的な進捗管理及び成果評価の点検・検証を実施し、その評価結果等の有効活用を促すことができる能力、知識・技術及び経験を有していること。

第2項目 基本方針に挙げられている以下の項目を満たしていること。

①本規程第3条に準じるガバナンス・コンプライアンス体制を講じていることによって、公正に業務を実施するに足る組織体制等を有しているものであること。

②評議員会及び理事会（評議員会または理事会を有しない他の組織体にあつては同等の機関）の運営規則や倫理規程、役員の報酬規程、情報公開規程等、一般的に組織の運営を公正に行うために必要な諸規程を備えていること。

③不正行為や利益相反防止のために必要な諸規程を備えていること。

第3項目 以下の項目を満たす体制が取れること。

①民間公益活動を行う団体の地域性については十分な知識があること。

②民間公益活動を行う団体の規模に対して過大な要求をしていないこと。

③資金分配団体の期待される役割を担う団体に見合うトップマネジメント体制を備えていること。

④期待された社会的成果が達成されない場合もあり得るという民間公益活動特有のリスクを考慮していること。

⑤失敗例を隠すのではなく、積極的に公開し、失敗例が社会実験の中で占める意味を十分に理解していること。

⑥すべての原則の中で「公正性」を最優先としていること。

1) 審査の方法

(1) 三段階の審査方法

- 選定の基準及び評価の観点、選定の方法等を事前に公表
- 全国8か所での説明会の実施（業務委託）
- 資金分配団体審査委員会を設置。専門委員（学識経験者等5名）で構成する。
- 審査は申請が多い場合については書類審査を行う。その際、医学その他の専

門的な事項に関しては、外部専門家に意見を聴くことを可能とする。

- 書類審査を経た上で、非公開の審査委員会を開催する。
- 引き続き、公開審査にて選定する。
- 理事会において金額を含め最終決定を行う。

・業務委託費

(2) 初年度の実験的審査方法

- 優先的社会課題応募者のうち希望する者の中から抽選で選ばれた者（以下「実験的協力者」という。東日本3名、西日本3名者の構成とする。
- 「実験的協力者」は審査の投票に参加できるが、初年度は実験のため、効力はないものとする。
 - 2020年度は 3名×4地区
 - 2021年度は 2名×6地区
 - 2022年度は 2名×8地区 と拡大していく。

(3) 「実験的協力者」による実験

- 優先的社会課題応募者のうち希望する者から抽選で東日本、西日本で各3名ずつを選考。
- 東日本、西日本の区割りはNTT東日本、NTT西日本の区割りとする。
- 西日本の実験的協力者は東日本の資金分配団体審査の投票。東日本からは西日本の資金分配団体の審査の投票を行なう（「クロスボーダー選考」という）。
- 審査終了後、実験的協力者に選定申請団体からの働きかけの可能性、心理的負担などのヒアリングを行い、次年度以降、正式に一般参加者の審査を付加するかどうかを検討。
- 審査終了後、審査結果とは別に、実験結果を3ヶ月以内に発表。

(4) 大阪で公開審査会

- 資金分配団体の選定に係る審査を行う者について、選定申請団体との間に利害関係を有する場合にはその者を当該選定申請団体の審査から除く措置をとる。
- 秋の公開選考会（土日祝のいずれか）に選定申請者の代表（やむを得ない場合には代理の者）によるプレゼンテーションを実施する。
- 台風その他の要因のため交通機関が麻痺するなどして選定申請団体代表者等が大阪まで来られない場合等については、公開選考会を中止し、書類審査だけで行う旨を予め明記。
- 公開審査会は人手が必要でイベント性が高いため、コンベンション関係の業

務委託を実施する。

- 公開審査会参加者は希望を募り、希望者が多数の場合には抽選で選ぶ。
- 審査は二部構成とし、アイデアやノウハウに当たる部分などについては非公開のプレゼンテーションを行い、公開部分は社会的課題に関する考え方、休眠預金等特性のうち非税金性、非寄付金性の特徴に対する考えかたを発表する。

選定結果及び選定理由等の公開等により、国民に対する説明責任を果たし、透明性を確保すること。ただし、選定申請団体のアイデアやノウハウに係る部分について非公表とすること等、選定申請団体の権利その他正当な利益を損ねないように留意すること
(基本方針15頁)

- (参考) なお、上記の公開審査方式は本財団の設立母体の一つである大阪NPOセンターが1997年から「NPOアワード」(現CSOアワード)として全国に先駆けて開発した方法。ノウハウを有している。

c) 予算の積算

2019年度

【全国説明会】

業務委託費 (8か所) 事前広報、会場費、 録画を含む。	10,3568,000	@ 120万 円×8箇 所×1,08	
事務局旅費 (2名×8)	800,000	@5万円 ×2名× 8	

2020年度

業務委託費 (3名を6か所) →広報の記述を参 照。 事前広報、録画を 含む。	9,240,000	@ 140万 円×6× 1.10 (消 費税増 税)	
--	-----------	--	--

事務局旅費 (3名×6)	900,000	@5万円	
-----------------	---------	------	--

2021年度

業務委託費 (2か所) 事前広報、録画を 含む。	3,080,000	@140万 円×2× 1.10	
事務局旅費 (3名×2)	300,000	@5万円	

2022年度

業務委託費 (2か所) 事前広報、録画を 含む。	3,080,000	@140万 円	過去の実績
事務局旅費 (3名×2)	300,000	@5万円	

2023年度

業務委託費 (2か所) 事前広報、録画を 含む。	3,080,000	@140万 円	過去の実績
事務局旅費 (3名×2)	300,000	@5万円	

【公開審査会】

2019年度

会場費(300人 ホール)2日間	1,320,000	@600000 ×1.1	
実験的協力者旅費 (6名)	420,000	@7万円	1泊2日
実験的協力者 記 念品(6名)	60,000	@1万円	
審査委員(5名)	300,000	@6万円	1泊2日

旅費			
審査委員謝金 (5名) × 2日	222,740	@22,274	規程
手数料 (テーブル起こし)	132,000	@ 30000 × 2 時間 × 2 回 × 消費税	
委員会会場費	55,000	@50,000 × 消費税	
会場運營業務委託費 (2日)	1100000	@500,000 × 2 × 1.1	

2020年度

会場費 (300人ホール) 2日間	1,320,000	@ 600000	
実験的協力者旅費 (12名)	840,000	@7万円	1泊2日。6地区各2名
実験的協力者 記念品 (12名)	120,000	@1万円	
審査委員 (5名) 旅費	300,000	@6万円	1泊2日
審査委員謝金 (5名) × 2日	222,740	@22,274	規程
委員会会場費	55,000	@50000 × 消費税	
会場運營業務委託費 (2日)	110,0000	@500000 × 2 × 消費税	

2021年度

会場費 (300人ホール) 2日間	1,320,000	@ 600000	
実験的協力者旅費 (12名)	840,000	@7万円	1泊2日。6地区各2名
実験的協力者 記念品 (12名)	120,000	@1万円	

審査委員 (5 名) 旅費	300,000	@ 6 万円	1 泊 2 日
審査委員謝金 (5 名) × 2 日	222,740	@22,274	規程
委員会会場費	55, 000	@50000 ×消費税	
会場運営業務委託 費 (2 日)	110,0000	@500000 × 2 × 消 費税	

2022 年度

会場費 (300 人 ホール) 2 日間	1,320,000	@ 600000	
実験的協力者旅費 (12 名)	840,000	@7 万円	1 泊 2 日。6 地区 各 2 名
実験的協力者 記 念品 (12 名)	120,000	@1 万円	
審査委員 (5 名) 旅費	300,000	@ 6 万円	1 泊 2 日
審査委員謝金 (5 名) × 2 日	222,740	@22,274	規程
委員会会場費	55, 000	@50000 ×消費税	
会場運営業務委託 費 (2 日)	110,0000	@500000 × 2 × 消 費税	

17. ② 資金分配団体に対する助成等

a) 休眠預金等に係る資金の助成

- 資金の非税金性から、必要により前払い、分割払いを認める。
- 費用科目は直接経費（助成金）と間接経費に分けて分配する。
- 直接経費の助成金とは、資金分配団体から民間公益活動を行う団体へ分配される資金をいう。

- 助成金を決定し、文部科学省の科学研究費と同等の間接経費を30パーセントを措置する。
- ただし、助成金の前払いについては、資金分配団体が民間公益活動を行う団体に拠出することを機関決定した後でなければ、拠出しない。

b) 継続的な進捗管理と成果評価の点検・検証

業務規程の中に以下を設けている。

第43条 (継続的な進捗管理)

本財団は○条で規定する状況報告の他、課題ごとに資金分配団体に対して現地調査を含む継続的な進捗管理や必要な協力・支援・助言等を行うとともに、成果評価の点検・検証を行い、成果の達成状況を包括的に把握することができる。

2 前項にあたっては知の構造化委員会に適切なデータを提供するものとする。

第44条 (評価指針に基づく成果評価の点検)

資金分配団体は、評価指針に基づいて、成果評価に当たっては、定性的な報告に基づく成果に報告、定量データに基づく成果報告のいずれかひとつまたは両方を行うことができる。

- 定量的な成果評価についてはすでに各種のコンサルタントが乱立しているので、指定活用団体としては、これらの定量的評価についてはまずは静観し他の民間に任せる。ただし、評価は「厳格」である必要があるから、コンサルタントの水準についても十分に監視していくとともに、評価数字の不正があった場合には、団体の責任とすることを徹底させる。
- 他方で定性的評価についても選択可能とし一定のスタイルを提示し、文章で記述することで評価とすることを可能とする。このスタイルは、学術論文のスタイルをベースにする。

社会的インパクト評価記載フォーム (記述のみの場合)

【第1段階】

- ① 団体名及び連絡先
- ② 事業名
- ③ キーワード
- ④ 事業期間
- ⑤ 直接目標
- ⑥ その先の目標

- ⑦ 投入（助成金を含み、何をどうしたか）
- ⑧ 理由（参考にした団体名、事業名などを含む）
- ⑨ 直接効果

【第2段階】

- ⑩ 正の副次効果（社会的インパクト）
- 11 想定または把握された負の副作用

18. ③ 資金分配団体に対する監督等

a) 資金分配団体等に対する監督

資金分配団体等に関する監督については、民間と民間の関係によることから資金提供契約書の作成において十分な内容を盛り込むことが必要であり、そのために、業務規程の中に以下の規定を設けている。

（資金提供契約）第47条

法第22条第3項の規定を踏まえ、本財団は、資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう監督するための措置を講ずるために必要な事項を、資金提供に係る契約（以下「資金提供契約」という。）であって、指定活用団体と資金分配団体との間で締結するものに定めなければならない。資金提供契約書には以下のことを記載しなければならない。

1 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体は、不正行為や利益相反等の組織運営上のリスクを管理するためのガバナンス・コンプライアンス体制が過剰なものとならないようにしつつも、最低限、以下の組織等を設置し、措置を講じ、本財団の認可を受けること。

(1) 本規程第2条に定める本財団のガバナンス・コンプライアンス体制に準じて組織等を設置し、措置を講ずること

(2) 助成、貸付け又は出資により提供を受けた資金の用途についてはその助成、貸付け又は出資に係る資金提供契約で認められたものに限定し、区分経理及び帳簿の備付けを行うこと

(3) ただし、前二号においては、地域の特性、規模に配慮した比例原則に即したものとすること。

（資金分配団体への監督）第48条

本財団は資金分配団体等との間で資金提供契約を締結するに当たり、以下の

ことを確認し、同契約に明記するとともに募集要項に明記しなければならない。

①本財団は、資金分配団体の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、資金分配団体に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該資金分配団体の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

② 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこと。

③ 本財団は、資金分配団体について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、当該資金分配団体に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができること。

④本財団は、前項の勧告をしたときは、選定公募要領及び資金提供契約で定めるところにより、その勧告の内容を内閣府及び当該団体の行政庁または所轄庁に報告することができること。

⑤ 資金分配団体において休眠預金等に係る資金の流用や不正使用等の実態が明らかになった場合は、本財団が、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分、再発防止策の策定等の必要な措置を講ずることができること。

⑥ 本財団が、前二号の措置を講じたときには、その内容を公表することができること。

⑦ 資金分配団体が民間公益活動を行う団体を監督するに当たり必要な事項（不正による助成、貸付け又は出資の返還を含む。）が、資金分配団体の作成する公募要領や、資金分配団体と民間公益活動を行う団体との間で締結する資金提供契約に明記されなければならないことを確認すること。

⑧ 選定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない団体は、資金分配団体として申請できないこと。

（資金活用対象事業確定後の監査）第49条

本財団は、助成金等の額の確定後2年間の期間内において必要があると認めるときは、資金活用対象事業の実施の適否及びその成果に関し、資金活用対象事業を監査することができるものとする。

2 本財団は、前項の監査を行うときは、あらかじめ資金分配団体に期日その他必要な事項を通知するものとする。

3 本財団は、監査の結果、資金活用対象事業の実施状況及びその成果が著しく不適当と認められるときは、資金分配団体に対し、所要の措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(関係書類の保存期間) 第50条

資金分配団体は、資金活用対象事業に係る帳簿、証拠書類その他の関係書類を備え、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日までは、保存しておかなければならない。

- (1) 第22条の規定による助成金等の支払を受けた日から10年を経過する日
- (2) 助成金等の額の確定から7年を経過する日

(助成金等の返還) 第51条

資金分配団体は、第18条第1項の規定により助成金等の額が確定した場合において、すでにその額を超える助成金等の支払を受けているときは、本財団が通知する期限までに返還しなければならない。

2 資金分配団体は、第23条第3項の規定により物件を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を本財団に返還しなければならない。ただし、本財団の承認を得た場合は、この限りでない。

b) 選定を取り消された資金分配団体の事業等の承継

(助成を行った資金の返還等)

第37条 本財団が前条第一項若しくは第二項の規定による資金分配団体選定の取消しをした場合又は資金分配団体が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が資金分配団体であるときを除く。）において、選定公募要領及び資金提供契約の定めに従い、当該選定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に「助成等財産残額」を本財団から資金分配団体として選定された他の資金分配団体に贈与する契約を結ばなければならない。その場合において同契約が成立しないときは、本財団に当該額の返還をしなければならない。

なお、「助成等財産残額」については

1. 国民から十分に納得してもらえる計算方法
2. 資金分配団体等が手間をかけずに計算可能な額として設定する予定である。この額については指定活用団体等の法人格によって、会計基準が異なることから法人格別に契約書の内容を変える必要がある。例えば、公益法人の場合は、公益目的取得財産残額を毎年計算していることから、この額を使用することになるが、他方で、他の法人格の法人には、この額がないことから、それに相当する額の計算方式を契約書に定めることになる。

c) 監督体制

- 資金分配団体等を監督するに当たり、資金分配団体等を選考し、支援していく部署とは独立した助成先監督室を2020年4月1日から設ける（組織図は、9月1日の図であるが、助成先監督部の発令は4月1日付となる）。
- 助成先監督部の業務について、立入検査も予定しているところ、助成先監督部職員が遵守すべき法律関係について内閣府や関係省庁と連絡を取りながら、コンプライアンス委員会で指針を出す。
- 資金分配団体については、本申請書では、公益法人や認定NPO法人等他に監督すべき政府機関が存在しているため、資金提供契約において、他の政府機関への情報提供を行うことが可能なことを盛り込む予定であり、その点について民間公益促進業務規程の中に盛り込んでいる。

d) 予算の積算

助成先監督費

2020年年度から毎年

事務局旅費 (定期助成先訪問)	1,200,000	@ 50000 ×2名× 12回	月1回、1回につき2名
事務局旅費 (緊急訪問)	500,000	@ 50000 ×2か所 ×5人	1回につき5名

2021年度

事務局旅費 (定期助成先訪問)	2,400,000	@ 50000 ×2名× 12回	月2回、1回につき2名
事務局旅費 (緊急訪問)	500,000	@ 50000 ×2か所	1回につき5名

		×5人	
--	--	-----	--

2022年度

事務局旅費 (定期助成先訪問)	2,400,000	@ 50000 ×2名× 12回×	月2回、1回につき2名
事務局旅費 (緊急訪問)	500,000	@ 50000 ×2か所 ×5人	1回につき5名

2023年度

事務局旅費 (定期助成先訪問)	2,400,000	@ 50000 ×2名× 12回	月1回、1回につき2名
事務局旅費 (緊急訪問)	500,000	@ 50000 ×2か所 ×5人	1回につき5名

19. ④ 休眠預金等交付金の受入れ

- 休眠預金等の受け入れについては 法第二十九条 第2項に基づき
 - 一 国債、地方債又は政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）の保有
 - 二 内閣総理大臣の指定する金融機関への預金
 - 三 その他前二号に準ずるものとして内閣府令で定める方法
 となっており、内閣府告示第千四百十六号において以下の通りとなっている。
 - 一 銀行
 - 二 長期信用銀行
 - 三 全国を地区とする信用金庫連合会
 - 四 全国信用協同組合連合会
 - 五 労働金庫連合会
 - 六 株式会社商工組合中央金庫

- 受け入れの実務については、内閣府の基本計画の策定に基づいて実施を行う。

- 受け入れの具体的な口座設置は操作性を重視して上記の運用はすべて大阪府内の本支店とすることを原則とする。
- 2019年3月までに、具体的な金融機関の選定に当たっての手法については、定款で定めるアライアンス・アドバイザーらの意見を受けて検討する。
- 2019年の定期理事会時（5月から6月）までには、休眠預金等交付金受入れ規程を定め、上記、金融機関に対して説明責任を果たしながら受け入れ金融機関を決定する。
- 公益活動促進業務規程第53条に以下の規定を置いている。

休眠預金等交付金の受入れ

本財団は、民間公益活動促進業務に必要な経費については、事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で真に必要なものに限定しなければならない。

3 理事会は監査結果を有効活用等により効率性の観点から常に精査し、外部使用状況について、本財団ホームページでの情報公開を徹底しなければならない。

4 予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあっては、当該見込額を翌事業年度における収支予算において前年度からの繰越収支差額として組み入れることとする。

5 当分の間は、法第29条第1項の趣旨を踏まえて当該見込額を同項に規定される運用資金に組み入れることとする。

6 運用資金の運用については、理事会決定に基づいて理事長がこれを行う。

内閣府令

第六条 法第二十九条第二項第三号に規定する内閣府令で定める方法は、信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託で元本補填の契約があるものとする。

指定活用団体は、法第8条、第21条第1項第3号、第27条第1項及び第2項、第28条、第29条並びに第30条の規定に則して休眠預金等交付金及び運用資金を適切に取り扱うことのほか、休眠預金等交付金を原資とする予算の適正かつ効率的な執行のため、以下の措置を講ずることを民間公益活動促進業務規程第53条に定めた。

・民間公益活動促進業務に必要な経費については、事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で真に必要なものに限定するとともに、外部監査結果の有効活用等により効率性の観点から常に精査し、その使用状況についての情報公開を徹底すること

・予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあっては、当該見込額を翌事業年度における収支予算において前年度からの繰越収支差額として組み入れること等により効果的・効率的な民間公益活動促進業務を実施すること。なお、当分の間は、法第29条第1項の趣旨を踏まえて当該見込額を同項に規定される運用資金に組み入れること

20. ⑤ 民間公益活動の促進に関する調査及び研究

a) 案件の発掘・形成に係る調査及び研究

- 初年度募集いた社会課題については毎年募集する。2年目からはWEB上で収集し、データ処理を行う<システム開発費>。
- <民間の既存公益活動の情報収集>公益法人、社会福祉法人（とりわけ平成20年の改正社会福祉法で義務付けられた「公益的な取組を実施する責務」）、学校法人が行う地域社会への貢献活動、企業が行う社会貢献活動など分断化された民間の公益の活動に関するデータを収集する。データベース化に向けた準備を行う。

2019年 先行的に公益財団法人関西大阪21世紀協会の既存助成先、学校法人関西大学の地方向けプログラム（「地方の時代」映像祭 1980年より毎回開催）等のデータを収集する。

- <政府の支援の情報に係る情報のプラットフォーム化>
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiki/sesaku/h26/seisakupack.pdf>
2019年からホームページ上にリンクを張るところから開始する。
- 2021年に懸賞論文「社会課題をこうして解決した」を募集し、データを集める。作業は業務委託を実施する。<業務委託費>
- <助成した資金分配団体、民間公益活動を行う団体の情報のデータベース化> 2021年から開始。2023年度の完成を目指す。<業務委託費>

b) 制度改善や活動促進に資する調査及び研究

2020年度の<22. 適切な評価の実施：57頁参照>に基づき、2020年度か

ら「制度改善等に関する有識者会議」（仮称）〈5名を想定〉を開始する。その際、融資に係ることについては、その下に分科会「融資に係る新規展開」〈4名〉を設ける。2023年度末までに結論を得る。

c) 予算の積算

2019年度

システム開発	550,000		業務委託
--------	---------	--	------

2020年度

委員会謝金	334,110	22,274×5名×3回	規程に基づく
委員会旅費	750,000	@5万円×5名×3回	
手数料（テープ起こし）	198,000	@30,000×2時間×3回 ×消費税	
分科会謝金	334,110	22,274×4名×3回	規程に基づく
分科会旅費	750,000	@5万円×5名×3回	
手数料（テープ起こし）	198,000	@30,000×2時間×3回	

2021年度

懸賞論文	880,000		業務委託
データベース作成	550,000		業務委託
委員会謝金	334,110	22,274 ×5名3 回	規程に基づく
委員会旅費	750,000	@5万円 ×5名× 3回	
手数料（テープ起こし）	198,000	@30,000 ×2時間 ×3回	
分科会謝金	267,288	22,274	規程に基づく

		×4名× 3回	
分科会旅費	750,000	@5万円 ×5名× 3回	
手数料（テープ起 こし）	198,000	@30000 ×2時間 ×3回× 表紙税	

2022年度

委員会謝金	334,110	22,274 ×5名3 回	規程に基づく
委員会旅費	750,000	@5万円 ×5名× 3回	
手数料（テープ起 こし）	180,000	@30000 ×2時間 ×3回	
分科会謝金	334,110	22,274 ×5名× 3回	規程に基づく
分科会旅費	750,000	@5万円 ×5名× 3回	
手数料（テープ起 こし）	198000	@30000 ×2時間 ×3回	

2023年度

委員会謝金	334,110	22,274 ×5名× 3回	規程に基づく
委員会旅費	750,000	@5万円 ×5名×	

		3回	
手数料（テープ起こし）	180000	@ 30000 ×2 時間 ×3 回	
分科会謝金	333,333	22,274 ×4 名× 3 回	規程に基づく
分科会旅費	750,000	@5 万円 ×5 名× 3 回	
手数料（テープ起こし）	198,000	@ 30000 ×2 時間 ×3 回	

21. ⑥ 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び

広報活動

a) 戦略的・効果的な啓発活動及び広報活動

- 2019 年度には、ソーシャル・セクターに関係する記者を集めた記者懇談会を1回開催する。→会場費。
- プレスリリースアプリによる、インターネット上の記者発表（年間使用料7万円）
- SNS 対応。
- 2019 年は 資金分配団体申請のための説明会を下記8か所で実施。
公益法人、認定NPO法人等を対象（業務委託990万円）。
・札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、松山、広島、福岡
（注）予算の積算は既出。

2020 年以降

年次業務報告会と資金分配団体助成申請説明会を上記8か所から2か所ずつ行う。場所については、東日本、西日本にグループ分けしたのち、それぞれから抽選で一か所を選ぶ。なお、さらに翌年も同様の方法を採用するが、前年までの開催地は除外する。

b) シンボルマークの策定・活用

- 休眠預金等に係る資金の活用やそれを担う指定活用団体や資金分配団体の広報に寄与することを目的としてシンボルマークを作成する。
- 本制度の趣旨を鑑み、シンボルマークの作成にあたっては、障がい者アート（エイブルアート）をはじめとする、社会的擁護を必要とされる方のアート（アウトサイダー・アート）を担う個人、団体を対象にして、同分野の支援団体の協力を得て公募を行い、決定する。
- 選考に当たっては、シンボルマーク策定委員会を設置して、同委員会の選考を経て理事会で決定する。
- シンボルマーク策定委員会委員の委嘱 3名 2019年3月（予算認可後）
 公募要項の発表 3月
 応募締切 4月末
 シンボルマーク策定委員会の開催 5月
 理事会の開催 5月ないし6月
 記者発表 理事会決定後

c) 予算の積算

2019年度

記者懇談会会場費	50,000	@50000	
シンボルマーク委員会謝金	66,682	22,274 × 3名 1回	規程に基づく
シンボルマーク委員会旅費	90,000	@ 3万 円 × 3 名 × 1 回	
シンボルマーク委員会会場費	54,000	@50000 ×1,08	
告知ポスターデザイン	108000		

22. ⑦ 適切な評価の実施

- 指定活用団体としての自らの活動に対する自己評価
民間公益活動を行う法人へ助成金が支給され、一定の活動成果が出てくる
2021年度終了時を最初の年として、毎年、自己評価を実施してホームページ上で公表する。
- 制度全体に対する総合的評価
成功例の評価
失敗例の評価
以上において、2021年度から実施公表をする。
- 外部評価の実施 外部評価委員会

2021年度

外部評価委員会謝金	200,466	22,274 × 3名 3回	規程に基づく
外部評価委員会旅費	270,000	@ 3万 円 × 3 名 × 3 回	
外部評価委員会会場費	165,000	@50000 × 3回 × 消費税	

2022年度

外部評価委員会謝金	200,466	22,274 × 3名 3回	規程に基づく
外部評価委員会旅費	270,000	@ 3万 円 × 3 名 × 3 回	

外部評価委員会会場費	165,000	@50000 ×3回× 消費税	
------------	---------	-----------------------	--

2023年度

外部評価委員会謝金	200,466	22,274 ×3名 3回	規程に基づく
外部評価委員会旅費	270,000	@3万 円×3 名×3 回	
外部評価委員会会場費	165,000	@50000 ×3回× 消費税	

【2】業務の充実に向けて期待される業務

2.3. ① 関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環

境の整備

- 情報システム設計において当初から、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体から既存の民間公益活動の取組に関する情報（事業の進捗状況や評価結果等）をオンラインで収集する仕組みを整備して、民間公益活動に関する知識を収集・蓄積できるようにしている。
- 収集する情報は成功例だけではなく、失敗例、副作用も積極的に収集できる仕組みを構築する。
- 上記のための仕様策定委員会は指定直後に開催予定である。
- 第1ステージの途中から、外部有識者による知の構造化委員会を設置し、財団内には第二ステージにおいて知の構造化センターを組織化している。
- 指定後の評議員には東京工業大学の橋本教授を選任し、とりわけ、知の構造化を行う方法も含めて助言を受ける予定である。

- 収集・蓄積された民間公益活動の取組に関する情報を横断的かつ具体的に分析した構造化された知識として、指定活用団体及び資金分配団体の業務に反映させる。
- 上記の情報を可視化して広く提供・公開し、民間公益活動を行う団体等が様々な場面で活用できるような知識整備することとしている。

予算の積算

2019年度

知の構造化委員会 謝金	200,466	22,274 × 3 名 3 回	規程に基づく
知の構造化委員会 旅費	450,000	@ 5 万 円 × 3 名 × 3 回	
知の構造化委員会 会場費	165,000	@50000 × 3 回	
手数料 (テーブル起 こし)	198000	@ 30000 × 2 時間 × 3 回	

2020年度

知の構造化委員会 謝金	200,466	22,274 × 3 名 3 回	規程に基づく
知の構造化委員会 旅費	450,000	@ 5 万 円 × 3 名 × 3 回	
知の構造化委員会 会場費	165,000	@50000 × 3 回	
手数料 (テーブル起 こし)	198000	@ 30000 × 2 時間 × 3 回	

2021年度

知の構造化委員会 謝金	200,466	22,274 × 3 名 3 回	規程に基づく
知の構造化委員会 旅費	450,000	@ 5 万 円 × 3 名 × 3 回	
知の構造化委員会 会場費	165,000	@50000 × 3 回	
手数料 (テーブル起 こし)	198000	@ 30000 × 2 時間 × 3 回	

2022 年度

知の構造化委員会 謝金	200,466	22,274 × 3 名 3 回	規程に基づく
知の構造化委員会 旅費	450,000	@ 5 万 円 × 3 名 × 3 回	
知の構造化委員会 会場費	165,000	@50000 × 3 回	
手数料 (テーブル起 こし)	198000	@ 30000 × 2 時間 × 3 回	

2023 年度

知の構造化委員会 謝金	200,466	22,274 × 3 名 3 回	規程に基づく
知の構造化委員会 旅費	450,000	@ 5 万 円 × 3 名 × 3 回	
知の構造化委員会	165,000	@50000	

会場費		× 3 回	
手数料 (テープ起こし)	198000	@ 30000 × 2 時間 × 3 回	

24. ② 成果評価実施支援

- 数量的な成果評価についてはすでに各種のコンサルタントが乱立している
ので、指定活用団体としては、これらの数量的評価については外部の民間に
任せる。ただし、評価は「厳格」である必要があるから、コンサルタントの
水準についても十分に監視していくとともに、評価数字の不正があった場合
には、団体の責任とすることを徹底させる。
- 定性的評価については一定のスタイルを提示し、文章で記述することで評価
とすることを可能とする。このスタイルは、学術論文のスタイルをベースに
する。

社会的インパクト評価記載フォーム（記述のみの場合）と学術論文スタイルと
の関係

【第1段階】

- ⑪ 団体名及び連絡先
- ⑫ 事業名
- ⑬ キーワード
- ⑭ 事業期間
- ⑮ 直接目標（研究目的）
- ⑯ その先の目標
- ⑰ 投入（助成金を含み、何をどうしたか）
- ⑱ 理由（参考にした団体名、事業名などを含む）
- ⑲ 直接効果

【第2段階】

- ⑳ 正の副次効果（社会的インパクト）
想定または把握された負の副作用

評価指針策定委員会の指針が出てから、社会的インパクト評価の手法について
は映像を作りネット上で公開する。

予算の積算

2019年度

評価指針策定等委員会謝金	200,466	22,274 × 3 名 1 回	規程に基づく (準備委期間中に 2回開催済み)
評価指針策定等委員会旅費	450,000	@ 5 万 円 × 3 名 × 1 回	
評価指針策定等委員会会場費	165,000	@50000 × 1 回	
テーブル起こし	66000	2 時間	@30000

2020年度

評価指針策定等委員会謝金	200,466	22,274 × 3 名 1 回	規程に基づく (準備委期間中に 2回開催済み)
評価指針策定等委員会旅費	450,000	@ 5 万 円 × 3 名 × 1 回	
評価指針策定等委員会会場費	165,000	@50000 × 1 回	
テーブル起こし	66000	2 時間	@30000

2021年度

評価指針策定等委員会謝金	200,466	22,274 × 3 名 1 回	規程に基づく (準備委期間中に 2回開催済み)
評価指針策定等委員会旅費	450,000	@ 5 万 円 × 3 名 × 1 回	

評価指針策定等委員会会場費	165,000	@50000 × 1 回	
テープ起こし	66000	2 時間	@30000

2022 年度

評価指針策定等委員会謝金	200,466	22,274 × 3 名 1 回	規程に基づく (準備委期間中に 2 回開催済み)
評価指針策定等委員会旅費	450,000	@ 5 万 円 × 3 名 × 1 回	
評価指針策定等委員会会場費	165,000	@50000 × 1 回	
テープ起こし	66000	2 時間	@30000

2023 年度

評価指針策定等委員会謝金	200,466	22,274 × 3 名 1 回	規程に基づく (準備委期間中に 2 回開催済み)
評価指針策定等委員会旅費	450,000	@ 5 万 円 × 3 名 × 1 回	
評価指針策定等委員会会場費	165,000	@50000 × 1 回	
テープ起こし	66000	2 時間	@30000

25. ③ 研修

<外部に対する研修>

- 2019 年度から助成申請の説明会を実施する計画であるが、その説明会の中で、録画を行い、ホームページで公開するほか次年度からの研修に使用する(予算計上済)。
- 会場の設定等、対象者への告知などについては、業務委託を行う。

- 2020年から年2か所で、研修を行い、4年かけて、全国の地区を回る（業務委託）。
- 非資金支援については、個別団体を対象に実施を行うことについては癒着と受けとられないことから、会計・法務、申請の方法、評価の方法についての非資金支援については、研修の中で多数者に対して行うことを原則とする。さらに、研修プログラムは録画を行うことで、可能な限り、ホームページで公開し、広く一般に役立てる。
- 2021年には、本格的な研修ビデオを業務委託してシリーズ化して作成する。
- 研究の会場は以下のところで実施する。
 - ・札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・松山・広島・福岡
 ただし、申請の状況などから、ブロック内の都市に変更することはあり得る。
 例) 松山の代わりに高松など。

<内部に対する研修>

- 新規採用のたびに研修を実施し、一般の民間組織との違い、関連法規、行動指針などについて、叩き込む。

予算の積算

2020年度

業務委託費 (2か所) 事前広報、会場費、 録画を含む。	2,640,000	@ 120万 円 × 1.1 × 2箇所	
事務局旅費 (2名 × 2)	200,000	@ 5万円	

2021年度

業務委託費 (2か所) 事前広報、会場費、 録画を含む。	2,640,000	@ 120万 円	
事務局旅費 (2名 × 2)	200,000	@ 5万円	
研修ビデオ作成 (業務委託)	330,000		ビデオ 1本 30万 円

2022年度

業務委託費 (2か所) 事前広報、会場費、 録画を含む。	2,640,000	@ 120万 円 × 2 × 消費 税	
事務局旅費 (2名 × 2)	200,000	@5万円	

2023年度

業務委託費 (2か所) 事前広報、会場費、 録画を含む。	2,640,000	@ 120万 円 × 2 × 消費 税	
事務局旅費 (2名 × 2)	200,000	@5万円	

26. ④ 国際交流

- 国際交流の目的は、知の構造化に向けて、日本以外の知的蓄積を共有することに置く。「知の流動資産」は現代では海外に行かなくとも入手が可能であり、海外出張は「知の固定資産」に資するようなものに限定する。
- 「知の固定資産」として海外で社会的インパクト評価を実施している大学(例：オーストラリアのシドニー工科大学)などをはじめ大学とのネットワークを形成する。
- 海外の先進事例については、日本との文化的、制度的相違が大きすぎるために、まず日本の先進事例を集め、それを英語にて国際発信し、海外のフィードバックに期待する。
- 2019年度は海外広報(ホームページの英語版、繁体語、簡体語、韓国語版)を行い、海外からの視察団の対応に積極的に対応する。
- 2019年度「知の固定資産」を蓄積するために、ISTR(International Society for Third Sector Research)のアジア地区大会(タイで開催)で、情報の発信と収集を行う。
- 2020年度は世界1500人以上の参加があるSEWF(Social Enterprise World

Forum) に参加する (開催地未定)。

- 2020 年度 ISTR (International Society for Third Sector Research) の世界大会 (カナダ: モントリオール) で情報の発信と収集を行う。
- 2023 年度まで同様の会議出席。

予算の積算

2019 年度

ホームページ翻訳費 (手数料)	1,320,000	30000 × 10 頁 × 4 か 国 語 × 消 費 税	
海外出張費 (タイ)	360,000	100000 × 2 名 20000 宿 泊 (4 日) × 2	

2020 年度

ホームページ翻訳費 (手数料)	1,320,000	30000 × 10 頁 × 4 か 国 語 × 消 費 税	
海外出張費 カナダ	800,000	@ 300000 × 2 名 @ 20000 宿泊 (5 日 × 2	
SEFT 会議	800,000	@	

(欧州)		300000 ×2名 @ 20000 宿泊 (5 日×2	
------	--	--	--

2021年度

ホームページ翻訳 費 (手数料)	1,200,000	30000 × 10 頁×4 か国語	
海外出張費 カナダ	800,000	@ 300000 ×2名 @ 20000 宿泊 (5 日×2	
SEFT 会議 (欧州)	800,000	@ 300000 ×2名 @ 20000 宿泊 (5 日×2	

2022年度

ホームページ翻訳 費 (手数料)	1,320,000	30000 × 10 頁×4 か国語	
海外出張費 カナダ	800,000	@ 300000 ×2名 @ 20000 宿泊 (5 日×2	
SEFT 会議 (欧州)	800,000	@ 300000 ×2名	

		@ 20000 宿泊 (5 日×2	
--	--	-------------------------	--

2023 年度

ホームページ翻訳 費 (手数料)	1,320,000	30000 × 10 頁×4 か国語	
海外出張費 カナダ	800,000	@ 300000 ×2 名 @ 20000 宿泊 (5 日×2	
SEFT 会議 (欧州)	800,000	@ 300000 ×2 名 @ 20000 宿泊 (5 日×2	

管理費

予算の積算

2019 年度

コンプライアンス 委員会会場費	110,000	50000 × 2 × 消費 税	
外部委員報酬	111,370	@55685 × 1 × 2	弁護士

2020 年度

コンプライアンス 委員会会場費	110,000	50000 × 2 × 消費 税	
外部委員報酬	111,370	@55685 × 1 × 2	弁護士

2021 年度

コンプライアンス	110,000	50000 × 2 × 消費	
----------	---------	----------------	--

委員会会場費		税	
外部委員報酬	111,370	@55685 ×1×2	弁護士

2022年度

コンプライアンス 委員会会場費	110,000	50000×2	
外部委員報酬	111,370	@55685×1×2	弁護士

2023年度

コンプライアンス 委員会会場費	100,000	50000×2	
外部委員報酬	111,370	@55685×1×2	弁護士

増員に伴う備品類

2019年度

備品・消耗品	500,000	年平均	PC、電話、パソコンソフト等。その他文具
--------	---------	-----	----------------------

2020年度

備品・消耗品	800,000	年平均	PC、電話、パソコンソフト等。その他文具
--------	---------	-----	----------------------

2021年度

備品・消耗品	800,000	年平均	PC、電話、パソコンソフト等。その他文具
--------	---------	-----	----------------------

2022年度

備品・消耗品	800,000	年平均	事務所備品：ロッカー、机（フリーアドレス）、椅子、電話等。その他文具
--------	---------	-----	------------------------------------

2023年度

備品・消耗品	800,000	年平均	事務所備品：ロッカー、机（フリーアドレス）、椅子、
--------	---------	-----	---------------------------

			電話等。その他文具
--	--	--	-----------

通信費

2019年

通信費	2,400,000	@200,000	
-----	-----------	----------	--

2020年

通信費	2,400,000	@200,000	
-----	-----------	----------	--

2021年

通信費	2,400,000	@200,000	
-----	-----------	----------	--

2022年

通信費	2,400,000	@200,000	
-----	-----------	----------	--

2023年

通信費	2,400,000	@200,000	
-----	-----------	----------	--

助成に係る業務委託

2019年

業務委託（助成関係）	27,086,400	@2,090,000×12か月×消費税
------------	------------	---------------------

2020年

業務委託（助成関係）	27,588,000	@2,090,000×12か月×消費税
------------	------------	---------------------

2021年

業務委託（助成関係）	25,080,000	@2,090,000×12か月
------------	------------	-----------------

2022年

業務委託（助成関係）	25,080,000	@2,090,000×12か月
------------	------------	-----------------

2023年

業務委託（助成関係）	25,080,000	@2,090,000×12か月
------------	------------	-----------------

会計監査人

2019年

支払手数料 (会計監査人)	8,000,000	年間報酬
------------------	-----------	------

2020年

支払手数料 (会計監査人)	8,000,000	年間報酬
------------------	-----------	------

2021年

支払手数料 (会計監査人)	8,000,000	年間報酬
------------------	-----------	------

2022年

支払手数料 (会計監査人)	8,000,000	年間報酬
------------------	-----------	------

2023年

支払手数料 (会計監査人)	8,000,000	年間報酬
------------------	-----------	------

【事務所移転に係る費用】

2020年度

備品	3,000,000		事務所備品：ロッカー、机（フリーアドレス）、椅子。
建物附属設備	2,000,000		
現状復帰費	1,200,000		
移転運送費	2,000,000		

27. 支出見込み合計

2019年度

(千円)

収入の部			
	交付金運用資金収入	66,000,000	
	助成交付金収入	4,000,000	
	運用資金運用収入	3,300	
	附則第三条「経費」 交付金収入	329,250	
	当期収入合計	70,332,550	
	前期繰越収支差額	△78,929	
	収入合計	70,253,621	
支出の部			
	特定資産繰入支出	66,000,000	
	助成交付金支出	4,000,000	
	人件費	162,978	
	事務所費	13,298	
	一般管理費	152,974	
	当期支出合計	70,329,250	
	次期繰越収支差額	3,300	

(注) 休眠預金活用法附則第三条「経費」とする。

交付金運用資金口を660億円。助成金を40億円。運用を0.01%半年間。

2020 年度

(千円)

収入の部			
	交付金運用資金収入	66,000,000	
	助成交付金収入	4,000,000	
	運用資金運用収入	9,900	
	附則第三条「経費」 交付金収入	321,382	
当期収入合計		70,331,282	
前期繰越収支差額		3,300	
収入合計		70,334,582	
支出の部			
	特定資産繰入支出	66,000,000	
	助成交付金支出	4,000,000	
	人件費	203,052	
	事務所費	23,246	
	一般管理費	95,084	
当期支出合計		70,321,382	
次期繰越収支差額		13,200	

2021 年度

収入の部			
	交付金運用資金収入	66,000,000	
	助成交付金収入	4,000,000	
	運用資金運用収入	16,500	
	附則第三条「経費」 交付金収入	336,074	
当期収入合計		70,352,574	
前期繰越収支差額		13,200	
収入合計		70,365,774	
支出の部			
	特定資産繰入支出	66,000,000	
	助成交付金支出	4,000,000	
	人件費	240,576	
	事務所費	30,000	
	一般管理費	65,498	
当期支出合計		70,336,074	
次期繰越収支差額		29,700	

2022年度

(単位千円)

収入の部			
	交付金運用資金収入	66,000,000	
	助成交付金収入	4,000,000	
	運用資金運用収入	23,100	
	附則第三条「経費」 交付金収入	372,297	
当期収入合計		70,395,397	
前期繰越収支差額		29,700	
収入合計		70,425,097	
支出の部			
	特定資産繰入支出	66,000,000	
	助成交付金支出	4,000,000	
	人件費	267,297	
	事務所費	30,000	
	一般管理費	75,000	
当期支出合計		70,372,297	
次期繰越収支差額		52,800	

2023 年度

(単位千円)

収入の部			
	交付金運用資金収入	66,000,000	
	助成交付金収入	4,000,000	
	運用資金運用収入	29,700	
	附則第三条「経費」 交付金収入	372,297	
当期収入合計		70,401,997	
前期繰越収支差額		52,800	
収入合計		70,454,797	
支出の部			
	特定資産繰入支出	66,000,000	
	助成交付金支出	4,000,000	
	人件費	267,297	
	事務所費	30,000	
	一般管理費	75,000	
当期支出合計		70,372,297	
次期繰越収支差額		82,500	

以上